

業 務 概 況

令和 7 年版



国土交通省

九州運輸局 宮崎運輸支局

目 次

I. 企画調整部門・総務企画部門

1. 管内における地域公共交通会議等の設置状況及び地域公共交通計画の策定状況 . . . 1
2. 倉庫業の概況 2

II. 輸送・監査部門

1. 自動車運送事業ハイライト 3
2. 乗合バス輸送の概況 5
3. 貸切バス輸送の概況（貸切バス車両数の推移） 7
4. タクシー輸送の概況（タクシー輸送人員等の推移〔法人タクシー〕） 8
5. 貨物自動車運送事業の概況（事業者数及び車両数） 9
6. レンタカーの概況 10
7. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数 10
8. 自動車運送事業の監査の概況 11

III. 登録部門

1. 自動車登録の概況 12

IV. 整備部門

1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況 15
2. 自動車整備事業の概況 16
3. 自動車の事故・公害関係の概況 17
4. 街頭検査の実施状況 18

V. 運航・船舶部門

1. 海上輸送の概況 19
2. 港湾運送事業の概況 21
3. 船舶登録等の概況 22
4. モーターボート競走の概況 23

VI. 船員部門

1. 船員関係業務の概況 24
2. 海技資格及び水先関係業務の概況 25
3. 船員職業安定関係業務の概況 26

VII. 運航労務監理官

1. 運航労務監理官業務の概況 27

VIII. 宮崎運輸支局の概況 28

IX. 独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 宮崎事務所の概況 . 32

管内における地域公共交通会議等の設置状況及び 地域公共交通計画の策定状況

地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活に必要な移動を支えるとともに、まちの賑わいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加等を通じ、地域経済を支える機能も有している。

しかし、近年の人口減少や高齢者の運転免許の返納、運転手不足の深刻化、公的負担の増加等により、公共交通の維持は困難となっており、地方公共団体が主体となって、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっている。

地域公共交通活性化再生法の改正が令和2年11月に施行され、地域の社会・経済の基盤となる「地域公共交通計画」の作成や実施について、地方公共団体の「努力義務」と定められた。

※地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン
- ・全ての地方公共団体に対して作成の努力義務
- ・地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

R7.12現在

市町村名	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会 (法定協議会)	地域公共交通計画 策定状況	計画期間
宮崎県	—	○	○	R6.4～R11.3
宮崎市	○(※)	—	○	R2.4～R8.3
都城市	○(※)	—	○	R6.4～R11.3
延岡市	○	○	○	R6.4～R11.3
日南市	○	—	—	—
小林市	○	○	○	R4.4～R9.3
日向市	○(※)	—	○	R5.4～R10.9
串間市	○(※)	—	○	R6.4～R11.9
西都市	—	○(※)	○	R5.4～R12.3
えびの市	○	—	—	—
三股町	○(※)	—	○	R5.4～R10.3
高原町	○(※)	—	○	R6.4～R11.3
国富町	○	—	—	—
綾町	○	—	—	—
高鍋町	○	—	—	—
新富町	—	○(※)	○	R6.4～R11.3
西米良村	○	—	—	—
木城町	—	○(※)	○	R6.4～R11.3
川南町	○	—	—	—
都農町	○	—	—	—
門川町	○(※)	—	○	R5.4～R10.3
諸塚村	○	—	—	—
椎葉村	○	—	—	—
美郷町	○	—	—	—
高千穂町	○	—	—	—
日之影町	○(※)	—	○	R5.4～R10.3
五ヶ瀬町	○	—	—	—

(※)両方の要件を満たした会議体

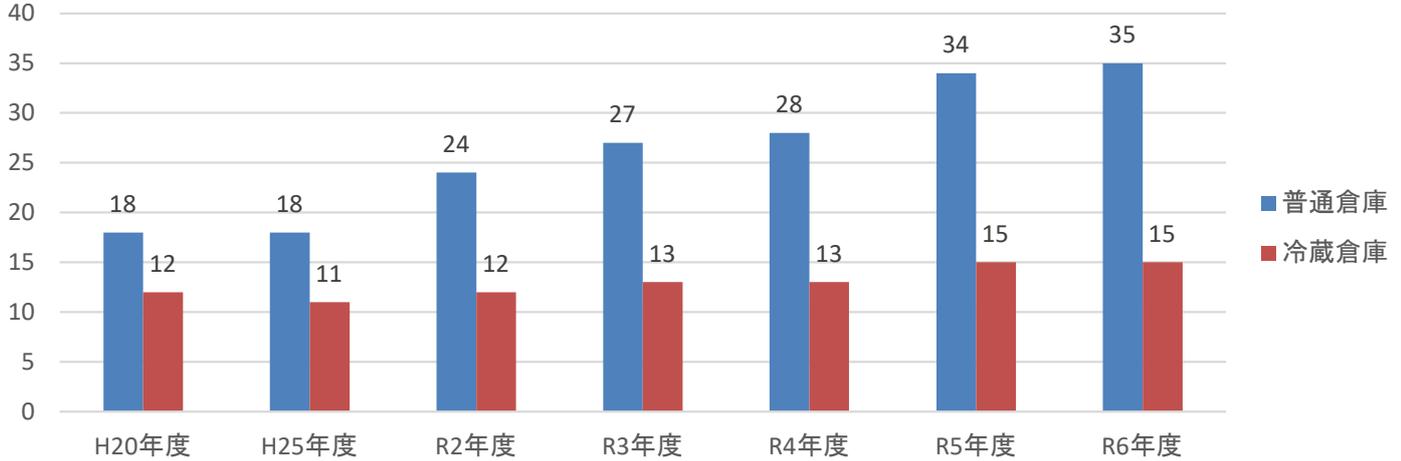
倉庫業の概況

宮崎運輸支局管内の倉庫業は、令和7年3月末現在の事業者数で、普通倉庫35社、冷蔵倉庫15社、また、庫腹量は、1～3類倉庫178千㎡、冷蔵倉庫448千㎡となっており、ともに増加傾向にある。増加の要因として以下が考えられる。

- ・2024年問題に伴う荷主や運送業者からの営業倉庫に対する需要の高まり。
- ・宮崎県都城市では「東九州道～宮崎自動車道」「都城志布志道路」など、南九州の海陸のハブとなるインフラが整備され、物流拠点としての利便性が向上。（令和7年3月、全線開通）

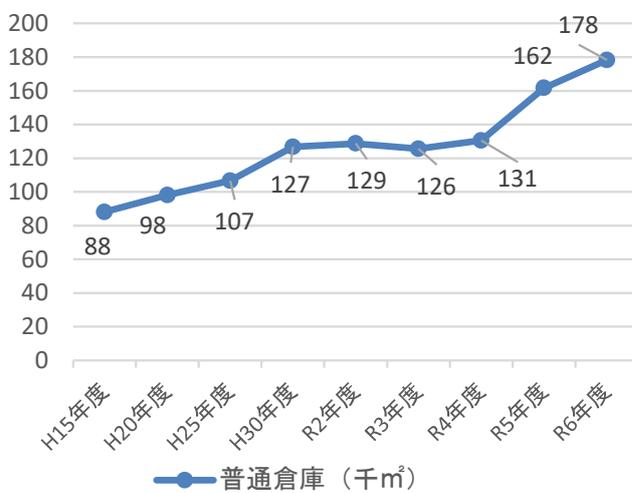
（参考）令和5年度に登録された8事業者（普通倉庫：6、冷蔵倉庫：2）のうち、5事業者（普通倉庫：4、冷蔵倉庫：1）、令和6年度に登録された1事業者（普通倉庫：1）は、都城市に営業倉庫として登録されている。

1. 倉庫事業者数の推移

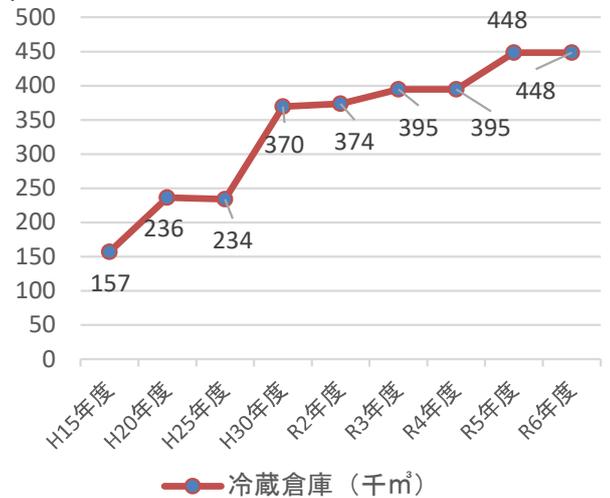


2. 倉庫事業庫腹量の推移

単位：千㎡

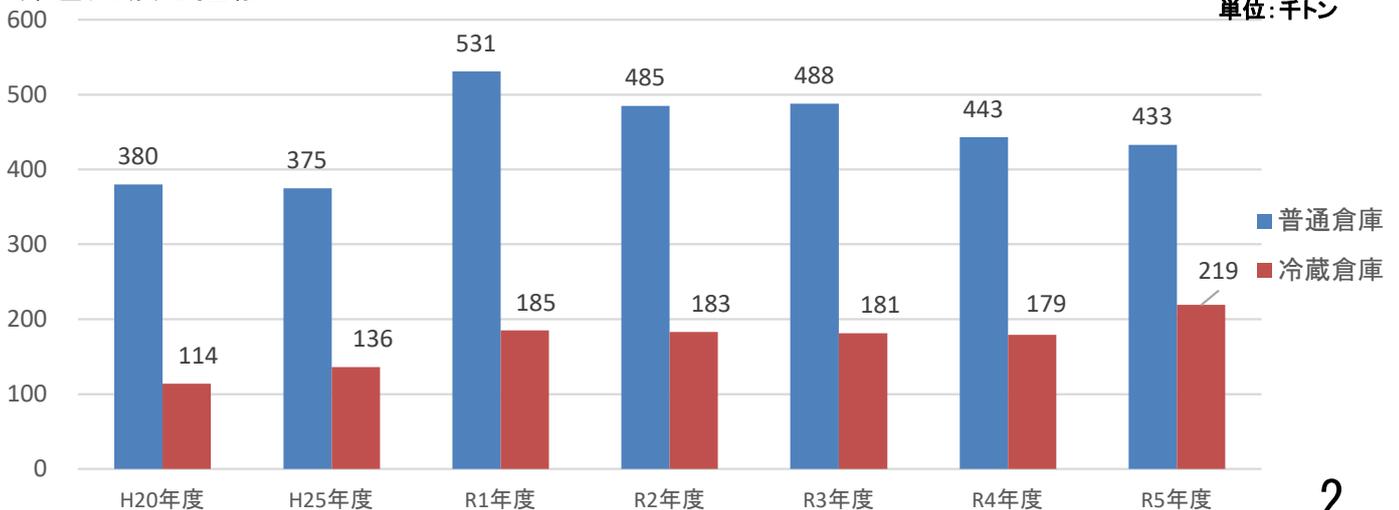


単位：千㎡



3. 保管実績の推移

単位：千トン



自動車運送事業ハイライト

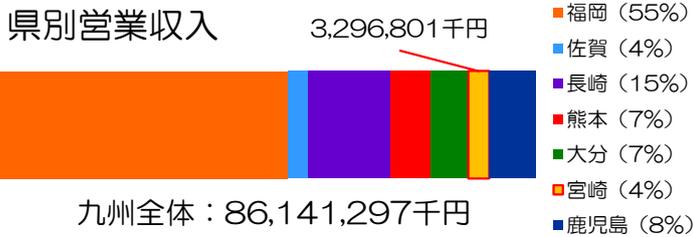
乗合バス

乗合事業許可基準（条件緩和なし）を満たし、宮崎県内に営業所がある定時定路線の運行事業者は以下のとおり。

- ・宮崎交通（株）（宮崎市、340両）
- ・JR九州バス（株）（福岡市） 宮崎支店13両

※以下、2事業者は休止中

- ・ハッコートラベル（株）（日向市）
- ・（株）山口運送 [美登観光バス]（宮崎市）

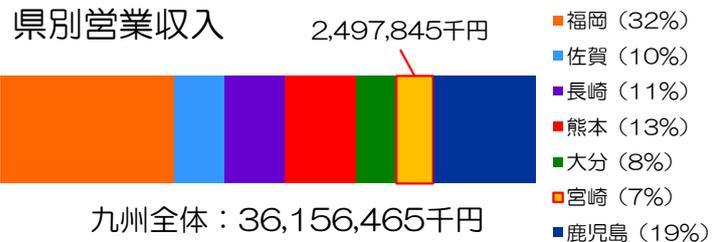


貸切バス

主な事業者

（保有車両数上位10者：県内所在29者340両）

順位	事業者名（本社所在地）	県内車両数
1	三和交通（株）（西都市）	45
2	（有）高山三幸観光・宮崎（西諸県郡高原町）	30
3	（株）山口運送（宮崎市）	29
4	（有）永峰観光バス（宮崎市）	20
4	宮崎交通（株）（宮崎市）	20
6	（有）東九州交通（延岡市）	19
7	（有）高崎観光バス（都城市）	18
7	（有）HIMAWARI（日向市）	18
7	宮交タクシー（株）（宮崎市）	18
10	（株）堂山（都城市）	13

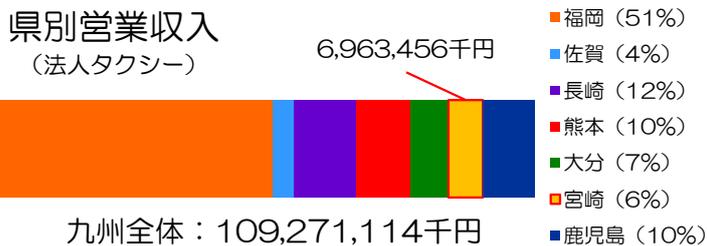


タクシー

主な事業者

（保有車両数上位10者：県内所在35者1,646両）

順位	事業者名（本社所在地）	県内車両数
1	宮交タクシー（株）（宮崎市）	243
2	宮崎第一交通（株）（宮崎市）	219
3	（株）日の丸タクシー（宮崎市）	97
4	宮児タクシー（株）（宮崎市）	93
5	宮児貸切自動車（株）（宮崎市）	85
6	（株）美登タクシー（宮崎市）	79
7	宮崎タクシー（株）（宮崎市）	73
8	扇興タクシー（株）（延岡市）	69
9	（株）銀町タクシー（宮崎市）	62
10	延岡グリーンタクシー（株）（延岡市）	61

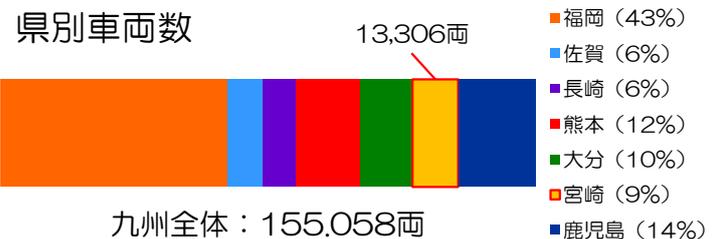


トラック

主な事業者

（保有車両数上位10者：県内所在620者13,515両）

順位	事業者名（本社所在地）	県内車両数
1	センコー（株）（大阪府）	446
2	ヤマト運輸（株）（東京都）	360
3	八興運輸（株）（日向市）	286
4	南九州福山通運（株）（鹿児島市）	268
5	日本通運（株）（東京都）	256
6	（株）マキタ運輸（都城市）	195
7	丸和運送（株）（高鍋町）	182
8	（株）コーソク（日向市）	181
9	（株）松尾運送（都城市）	177
10	九州西濃運輸（株）（福岡市）	156



各自動車運送事業の県内車両数は、令和7年12月31日現在。

帯グラフデータ：九州運輸要覧

（乗合バス・貸切バス・タクシーの県別営業収入は令和5年度。トラックの県別車両数は令和7年3月末現在。）

乗合バス輸送

路線バスは、宮崎交通が県内全域の運行を担っているが、高鍋～都農間（三和交通）など一部地域では他のバス事業者も運行している。

過疎・高齢化の進行やモーターゼーションの進展等により輸送人員が減少する中、地域の生活交通として補助金等も活用し維持されている。

高速バスについても、宮崎交通が主要バス会社と宮崎～九州各県の主要都市間を共同運行している。

近年、宮崎交通が大手宅配事業者と連携し、路線バスによる「客貨混載」を導入したほか、バスロケーションシステムやMaaS、グリーンスローモビリティの運行など、利便性向上に向けた取り組みが進められている。また、利用者数の減少や深刻な運転者不足と相まって路線の廃止・減便が進んでいるが、乗合タクシーや市町村による自家用有償旅客運送、効率的な運行を可能とするAIデマンドバスの導入など各自治体において、地域に合った交通体系の構築・見直しに取り組んでいる。



貸切バス輸送

宮崎県内の令和7年12月末現在の貸切バスは29者340両、平成12年2月より事業参入が免許制から許可制に緩和され、平成7年の9者207両と比較して事業者数は約3.2倍、車両数は約1.6倍と小規模事業者が増加した。

平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を受けた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、平成29年4月に一般社団法人九州貸切バス適正化センターが設立され、同年8月より営業所への巡回指導が開始されている。



また、貸切バス事業者安全性評価認定制度（（公社）日本バス協会）において宮崎県内では、
★9者 ★★1者 ★★★3者（令和7年12月23日現在）が認定されている。

〈貸切バス事業者安全性評価認定制度（SAFETY BUS（セーフティバス））とは〉

日本バス協会において、貸切バス事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価認定・公表するもので、平成23年度から運用開始。利用者や旅行会社がより安全性の高い事業者の選択を容易にし、事業者の安全性確保に向けた意識向上とその取組促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的としている。令和6年度より行政処分に対する減点の強化、令和7年度からは審査内容の充実、評価レベルの引き上げ（3段階から5段階へ）等制度の見直しが行われている。

なお、令和7年9月26日付けで新運賃が公示され、運転者不足の解消や安全機能搭載車両の導入などの効果が期待される。

タクシー輸送

宮崎県内の令和7年12月末現在のタクシー事業は、法人タクシー35者1,646両、福祉限定事業者106者153両、個人タクシー27者（両）、総車両数1,826両となっている。

平成14年2月の需給調整規制廃止により、事業参入が免許制から許可制に緩和されて車両数が増加、供給過剰が問題となった。

そこで、平成21年10月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、特措法）」が施行されたが、供給過剰状態が長期化し、タクシーの安全性・サービス向上にも影響が表れたことから、平成26年1月に改正特措法が施行され、宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市が準特定地域に指定（同26年1月27日指定、宮崎交通圏は同27年8月1日～同31年3月31日は特定地域に指定）、いっそうの事業の適正化・活性化に取り組んでいる。また、タクシーのサービス向上として平成27年10月1日より、宮崎県内においてもタクシー運転者の登録制度が始まり、翌28年4月1日より完全移行した。

令和7年2月には自家用車活用事業による日本版ライドシェアが宮崎県内でも開始され、各事業者がタクシー不足の解消に取り組んでいる。

さらに、令和8年2月1日からは運賃改定による新運賃の適用、配車アプリの広範囲にわたる導入などにより、運転者の確保及び利用者の利便性向上などが期待される。

トラック輸送

宮崎県内の令和7年12月末現在のトラック事業者数（県外本社事業者も含む）及び車両数は、一般貨物（霊柩を含む）617者・13,498両、特定貨物3者・17両である。宮崎県からの主な輸送品目は、農・畜・水産物といった一次産品である。

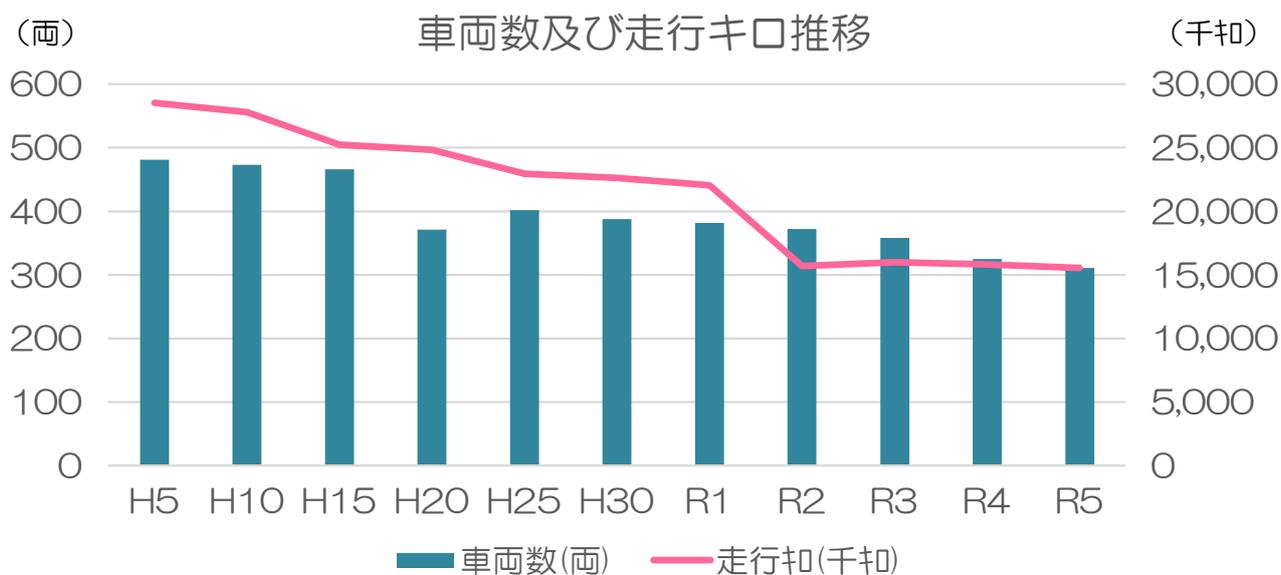
令和6年4月から適用されたドライバー業務従事者の時間外労働時間の上限規制を踏まえ、トラック運送事業の取引環境の適正化・ドライバー等の労働環境の改善を図るべくトラック・物流Gメンを発足し、関係機関と協力し各種施策に取り組んでいる。

また、過積載防止強化月間には、関係機関の協力のもと過積載運行撲滅の取り組みを行っている。令和7年は木材輸送を中心として、荷主団体との会議や、木材積み込みのデモンストレーションを開催し啓発を行った。

乗合バス輸送の概況

1. 乗合バス輸送人員等の推移

	車両数(両)	走行キロ(千キロ)	輸送人員(千人)	運送収入(千円)
昭和44年度	588	-	78,357	-
平成5年度	481	28,526	23,051	6,425,500
平成10年度	473	27,784	17,545	5,378,312
平成15年度	466	25,223	13,941	4,641,044
平成20年度	371	24,810	11,769	4,769,881
平成25年度	402	22,967	10,003	4,136,831
平成30年度	388	22,639	9,844	4,160,895
令和元年度	382	22,045	9,538	4,072,898
令和2年度	372	15,695	6,713	2,586,217
令和3年度	358	15,990	6,868	2,589,680
令和4年度	325	15,828	7,188	2,891,150
令和5年度	311	15,548	7,749	3,296,801



2. 宮崎県内におけるコミュニティバスの概況 令和7年3月31日現在

市町村	愛称等	運行開始	運行形態	J-バス数	車両	
宮崎市	木花地区乗合タクシー（このはな号）	R2.4.1	区域	4	タク	
	北地区乗合タクシー（あやめ号）	H19.12.12	区域	2	タク	
	高岡きすな号	H24.10.1	区域	5	タク	
	まちなかグリスロ（ぐるっぴー）	R2.11.20	定期	1	グリ	
	田野地域乗合タクシー（たのシー号）	R3.8.2	区域	5	タク	
	生目地区乗合タクシー（生きいきGO）	R4.10.1	区域	3	タク	
	佐土原地区乗合タクシー（あじさい号）	R3.9.1	区域	2	タク	
	住吉地区乗合タクシー（すみよし号）	R4.9.1	区域	5	タク	
	宮交のーと（AIオンデマンドバス）	R6.3.1	区域	2	タク	
都城市	山田地区乗合タクシー	R2.10.1	自家用	3	自乗	
	高崎地区乗合タクシー	R3.10.1	自家用	6	自乗	
	高崎地区乗合バス	H12.1.11	定期	3	バス	
	高城地区乗合バス	H12.6.1	定期	3	バス	
	あじさい	H25.4.1	区域	3	タク	
	庄内ふれあい号	H28.11.17	自家用	2	自乗	
延岡市	尾平野地区デマンドタクシー	H28.4.1	不定期	1	タク	
	まちなか循環バス	H25.4.1	定期	2	バス	
	さわやか号（乗合タクシー北方線）	H13.7.3	定期	9	タク	
	さわやか号（乗合タクシー北浦線、旧延岡市内線）	H21.4.1	定期	12	タク	
	コミュニティバス北川線	H24.4.1	自家用	4	自バ・自乗	
	祝子川・六首地区乗合タクシー	R4.2.1	区域	1	タク	
	チョイソコのべおか	R4.11.1	区域	1	タク	
	行藤線	R7.1.6	区域	1	タク	
	三輪線	R7.1.6	定期	1	タク	
	北部まちなか循環バス	R7.1.6	定期	2	バス	
日向市	南部まちなか循環バス	R7.1.6	定期	2	バス	
	ぶらっとバス	H21.4.1	自家用	8	自バ	
	乗合バスとうごう	H21.4.1	自家用	5	自バ	
	乗合バスなんふ	H21.4.1	自家用	3	自乗	
	南部ぶらっとバス	H28.4.1	自家用	1	自バ	
日南市	乗合タクシーほそしま	R1.10.2	区域	1	タク	
	はーとふる号・ジャカラダ号（大牟礼・札之尾地区）	H20.10.1	自家用	4	自バ	
	清流号・さくら号（北郷地区）	H23.4.1	自家用	4	自バ	
	わかば号（酒谷・吉野方地区）	H20.10.1	自家用	6	自バ	
	つわぶき号（細田・隈谷地区）	H20.10.1	自家用	5	自バ	
串間市	日南市乗合タクシー	H23.10.1	区域	4	タク	
	よかバス	H20.10.1	自家用	16	自バ	
西都市	よかタク	R4.10.1	区域	4	タク	
	西都市コミュニティバス	H19.10.1	定期	8	バス	
		H29.10.1	不定期	1	タク	
	デマンド型乗合タクシー（茶臼原地区）	R4.10.1	区域	2	タク	
小林市	上三財地区乗合タクシー	R5.10.1	区域	2	タクシー	
	のりやいバスおうらい	H21.4.1	自家用	11	自バ	
国富町	福祉バス（野尻地区）	H12.9.30	定期・不定期	7	バス・タク	
	よつば号	R4.10.1	区域	2	タクシー	
都農町	地域福祉バス	H18.4.1	定期	14	バス	
	都農町デマンド型乗合タクシー	R3.4.1	区域	1	タク	
川南町	トロントロンバス	H20.10.1	定期・区域	1	バス・タク	
	木城町営バス	S58.10.8	自家用	2	自バ	
木城町	あおばと号	R1.10.2	区域	2	タク	
	高鍋町	高鍋町デマンド交通	R4.10.3	区域	1	タク
新富町	るびなす号	H25.10.1	自家用	1	自バ	
	トヨタタク	R2.11.1	区域	3	タク	
高千穂町	ふれあいバス	H16.9.30	自家用	17	自バ・自乗	
	日之影町	すまいるバス	H9.10.1	自家用	11	自バ・自乗
五ヶ瀬町	Gライン	H19.10.1	自家用	3	自バ	
	美郷町	南郷乗合タクシー	H2.3.4	定期	3	タク
椎葉村	北郷・西郷ふくしコミュニティバス	H21.1.19	定期・不定期	9	タク	
	諸塚村	椎葉村営バス	S62.4.6	自家用	7	自バ
西米良村	諸塚村	地域バス	H12.9.7	定期・区域	4	バス・タク
	高原町	村営バスやまびこ	H6.10.20	自家用	3	自バ
三股町	高原町乗合タクシー	H19.3.1	定期・不定期・区域	6	タク	
	かどっぴータク	H19.4.1	自家用	10	自バ・自乗	
門川町	かどっぴータク	H28.10.1	定期	7	タク	
			不定期	1	タク	
			区域	1	タク	

運行形態について
 [定期] 路線定期運行
 [不定期] 路線不定期運行
 [区域] 区域運行
 [自家用] 自家用有償旅客運送

車両について
 [バス] 事業用（緑カバ-）バス（乗車定員11名以上）
 [タク] ジャパンタクシー・セゾン型タクシー（乗車定員11名未満）
 [グリ] グリーンR-ビリティ
 [自バ] 自家用（白カバ-）バス（乗車定員11名以上）
 [自乗] 自家用（白カバ-）ワゴン車・乗用車（乗車定員11名未満）

3. 地域公共交通確保維持改善事業（広域・幹線的バス）交付金額

（単位：百万円）

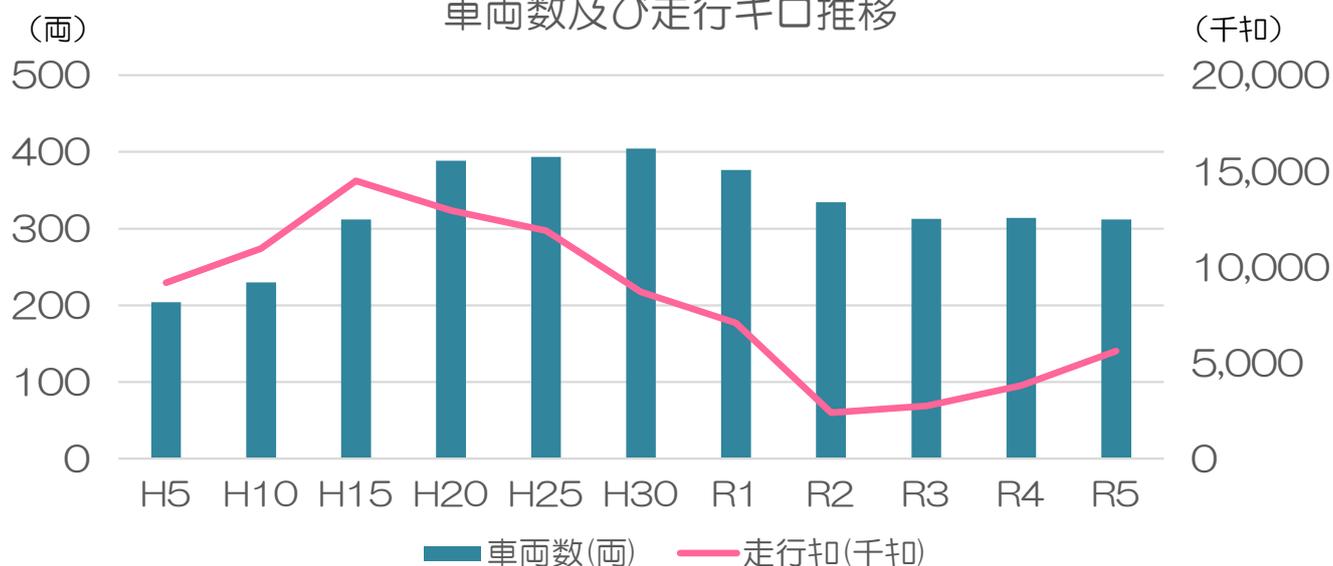
年度	路線維持費			車両購入費			合計	
	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	金額
H10	3	77	133	0	0	0	3	133
15	2	48	134	1	7	18	2	152
21	3	39	134	1	6	45	3	179
22	2	36	87	1	7	6	2	93
23	2	39	111	1	14	27	1	138
24	2	39	92	1	5	33	2	125
25	2	35	116	1	5	26	2	142
26	2	34	119	1	5	33	2	152
27	2	35	140	1	6	41	2	182
28	2	35	155	1	6	45	2	200
29	2	32	132	1	6	51	2	183
30	2	32	147	1	6	40	2	188
R1	2	32	153	1	6	37	2	190
2	2	32	247	1	6	40	2	287
3	2	30	243	1	6	45	2	288
4	2	29	193	1	6	47	2	240
5	2	25	94	1	36	47	2	141
6	2	22	99	1	36	47	2	146

平成23年度以前：地方バス運行維持費補助金
 平成24年度以降：地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 ※R2～4年度は補正予算を含む

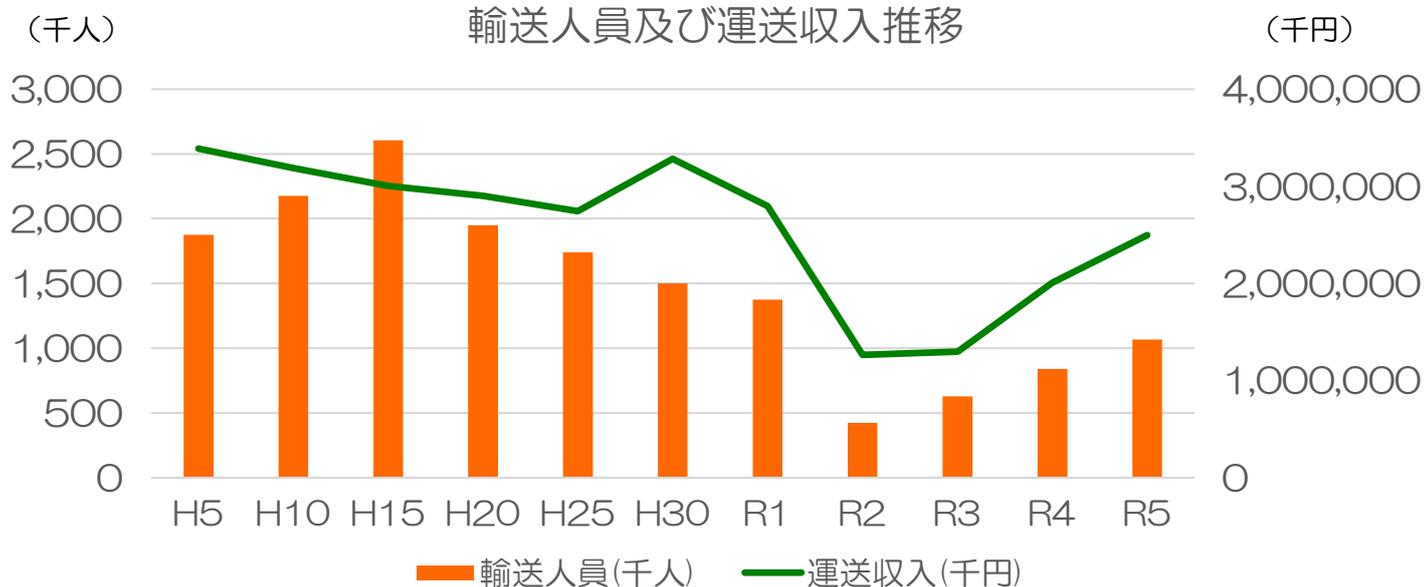
貸切バス輸送の概況（貸切バス車両数の推移）

年度	車両数(両)	走行キロ(千キロ)	輸送人員(千人)	運送収入(千円)
平成5年度	204	9,180	1,875	3,387,836
平成10年度	230	10,973	2,177	3,188,746
平成15年度	312	14,482	2,605	3,002,384
平成20年度	388	12,950	1,949	2,902,494
平成25年度	393	11,905	1,740	2,743,946
平成30年度	404	8,705	1,501	3,281,810
令和元年度	376	7,077	1,376	2,795,274
令和2年度	334	2,398	425	1,265,987
令和3年度	313	2,756	628	1,297,974
令和4年度	314	3,823	840	2,006,691
令和5年度	312	5,616	1,066	2,497,845

車両数及び走行キロ推移



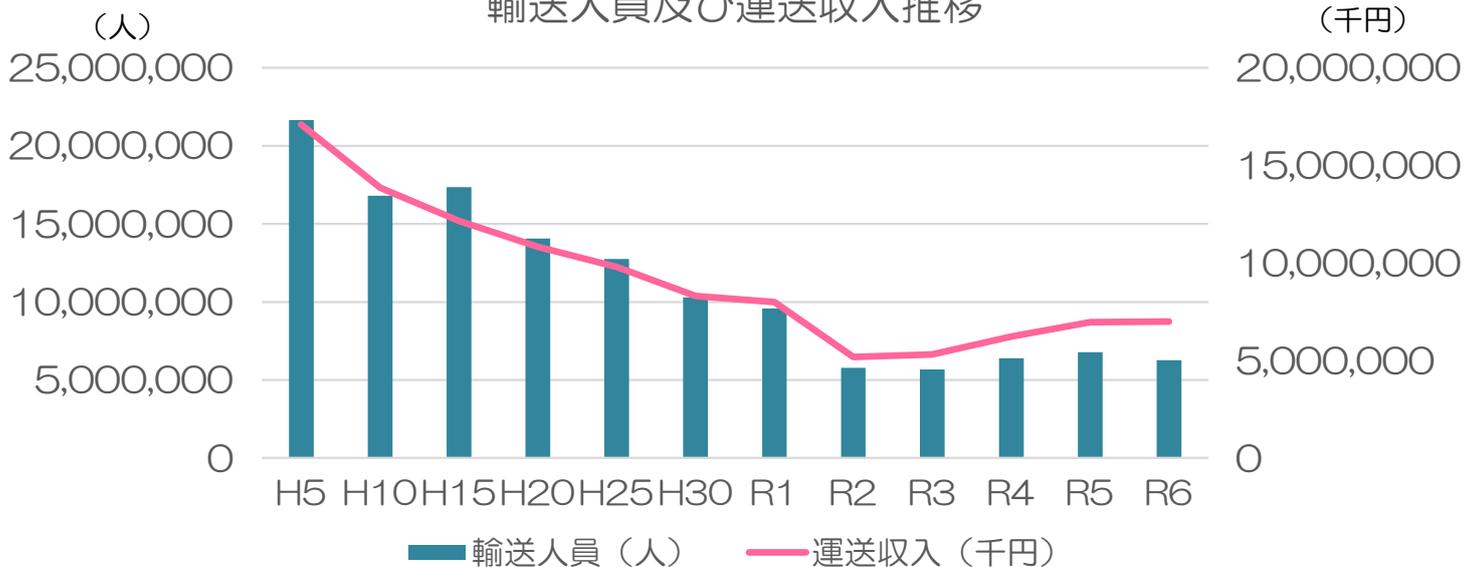
輸送人員及び運送収入推移



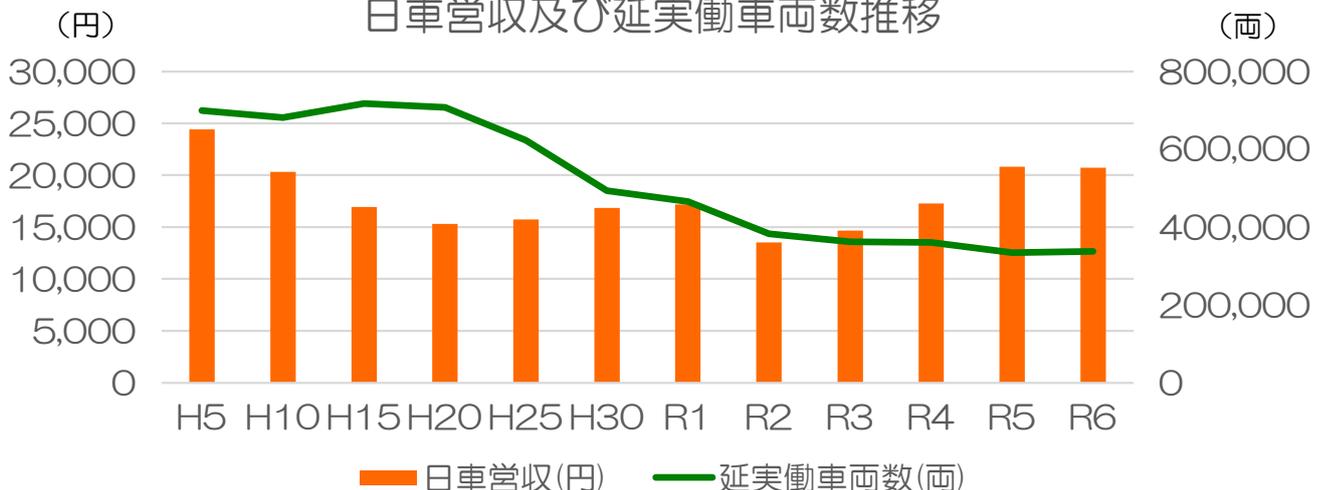
タクシー輸送の概況（タクシー輸送人員等の推移〔法人タクシー〕）

	輸送人員(人)	運送収入(千円)	日車営収(円)	延実働車両数(両)
昭和47年度	29,887,000	-	-	-
平成5年度	21,663,675	17,081,437	24,412	699,703
平成10年度	16,813,336	13,846,992	20,334	680,991
平成15年度	17,352,265	12,147,454	16,928	717,607
平成20年度	14,055,508	10,817,633	15,288	707,569
平成25年度	12,745,686	9,795,906	15,722	623,072
平成30年度	10,298,492	8,301,098	16,834	493,101
令和元年度	9,579,220	7,999,694	17,184	465,518
令和2年度	5,769,013	5,167,824	13,506	382,644
令和3年度	5,675,719	5,314,144	14,661	362,462
令和4年度	6,399,521	6,223,368	17,267	360,415
令和5年度	6,771,448	6,963,456	20,816	334,552
令和6年度	6,266,460	6,997,590	20,724	337,658

輸送人員及び運送収入推移

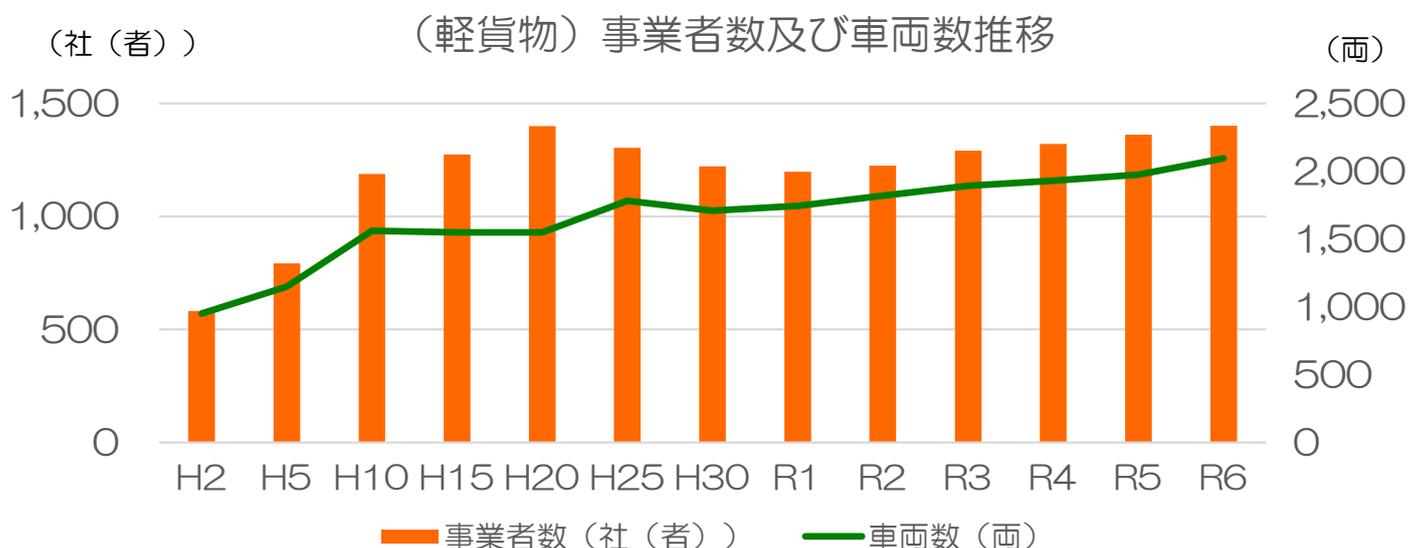
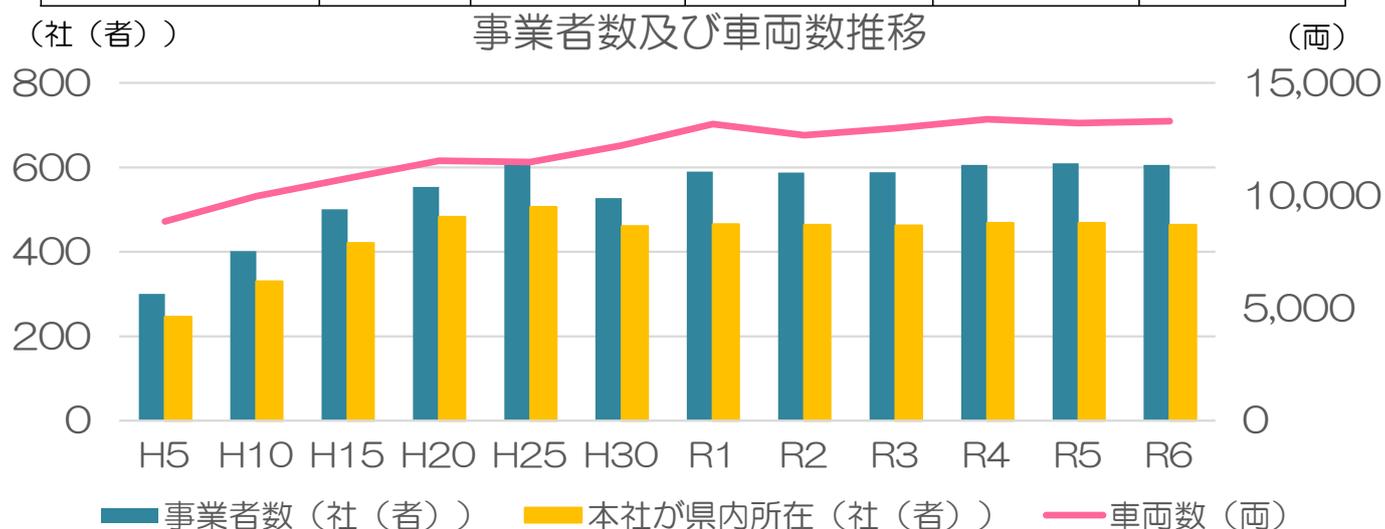


日車営収及び延実働車両数推移



貨物自動車運送事業の概況（事業者数及び車両数）

	事業者数 社（者）	※本社が県内所在 社（者）	車両数 両	貨物軽事業者数 社（者）	貨物軽車両数 両
平成2年度	268	218	7,743	582	950
平成5年度	300	246	8,846	792	1,148
平成10年度	402	330	9,976	1,187	1,561
平成15年度	501	421	10,772	1,274	1,549
平成20年度	554	483	11,549	1,399	1,548
平成25年度	609	506	11,497	1,303	1,781
平成30年度	527	461	12,232	1,222	1,709
令和元年度	590	465	13,162	1,197	1,744
令和2年度	588	464	12,674	1,224	1,819
令和3年度	589	462	12,980	1,290	1,892
令和4年度	606	468	13,386	1,320	1,930
令和5年度	610	468	13,213	1,362	1,974
令和6年度	606	464	13,289	1,401	2,094



資料：九州運輸要覧、特定事業の数は除く。

※事業者の本社が宮崎県内に所在する数は左の事業者数の内数

注）平成元年度以前は総合計から特定事業数を除し、貨物軽は軽車両等の数値を使用

レンタカーの概況

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

年度	平成 10	15	20	25	30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
事業者数	71	106	87	201	226	235	239	251	266	293	324

大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）※により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。

※昭和41年、愛知県にて道路脇で横断を待っていた幼稚園児の列へダンプカーが突入、保母1名・園児9名が即死する事故を契機として昭和42年制定。

（令和7年3月末現在）

車体表示	（事業用）	（自家用）						合計
	（営）	（石）	（砕）	（砂）	（販）	（建）	（他）	
経営事業	貨物自動車 運送事業	採石業	砕石業	砂利採取業	砂利販売業	建設業	その他	
車両数	1,304	72	11	69	193	719	109	2,477

自動車運送事業の監査の概況

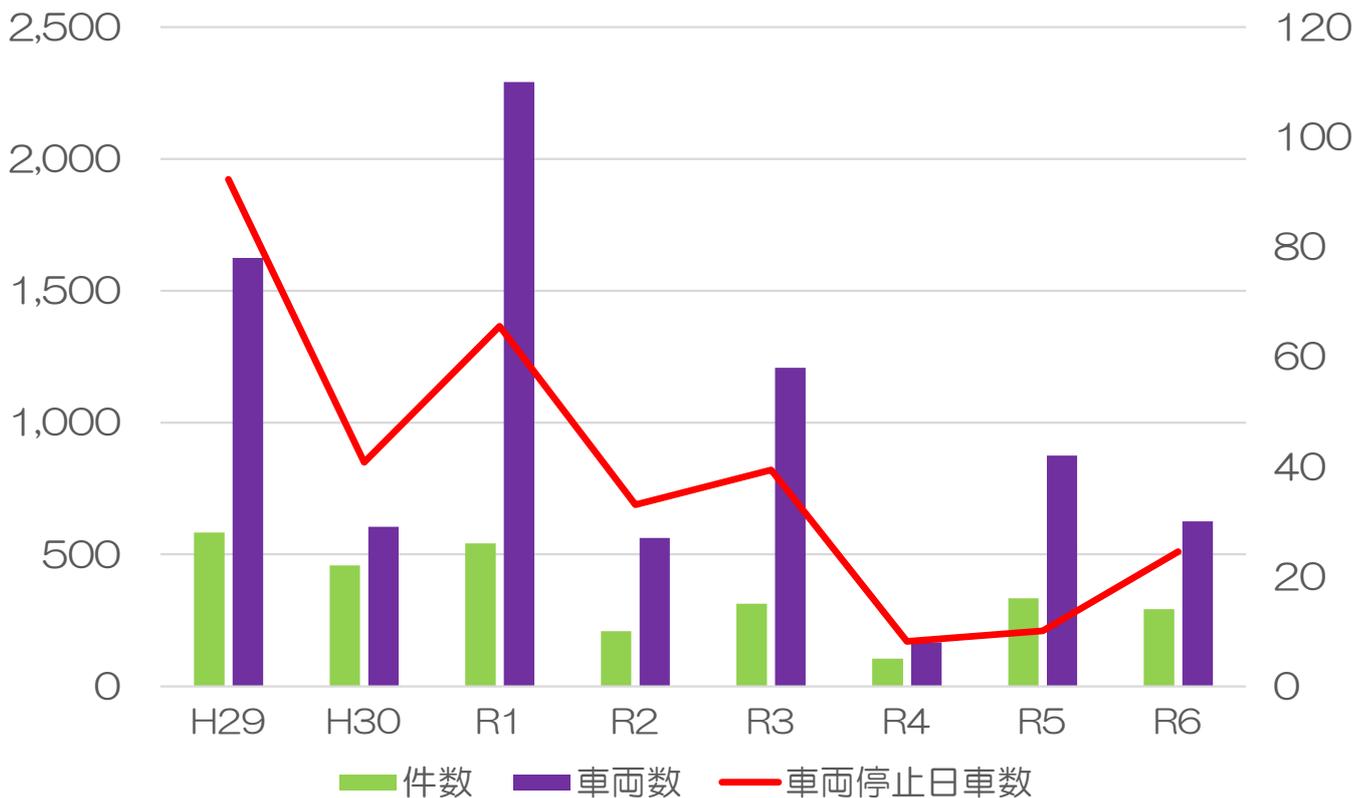
県下自動車運送事業者行政処分件数等推移

			平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事業の種類	バス	件数 (件)	2	1	4	1	2	0	5	3
		車両数 (両)	6	0	7	1	7	0	10	9
		延車両停止 日車数	190	0	260	30	210	0	10	140
	タクシー	件数 (件)	3	0	6	1	2	0	2	0
		車両数 (両)	31	0	63	11	19	0	19	0
		延車両停止 日車数	63	0	340	60	100	0	20	0
	トラック	件数 (件)	23	21	16	8	11	5	9	11
		車両数 (両)	41	29	40	15	32	8	13	21
		延車両停止 日車数	1,670	850	765	598	510	170	180	370
合計	件数 (件)	28	22	26	10	15	5	16	14	
	車両数 (両)	78	29	110	27	58	8	42	30	
	延車両停止 日車数	1,923	850	1,365	688	820	170	210	510	

※1) 件数には、文書警告・許可の取消を含む。

※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。



自動車登録の概況

自動車の登録制度は、自動車についての所有権の公証を行い、第三者に対する対抗要件を付与するという民事上の目的とともに、自動車の安全確保・公害の防止や保有実態の把握、盗難防止等の行政上の目的をもち、巨大な車社会の秩序を支える制度的基盤となっている。

モータリゼーションの進展に伴い、増大する自動車登録業務を円滑に処理するため、本県では昭和46年4月に電子情報処理システムが導入された。

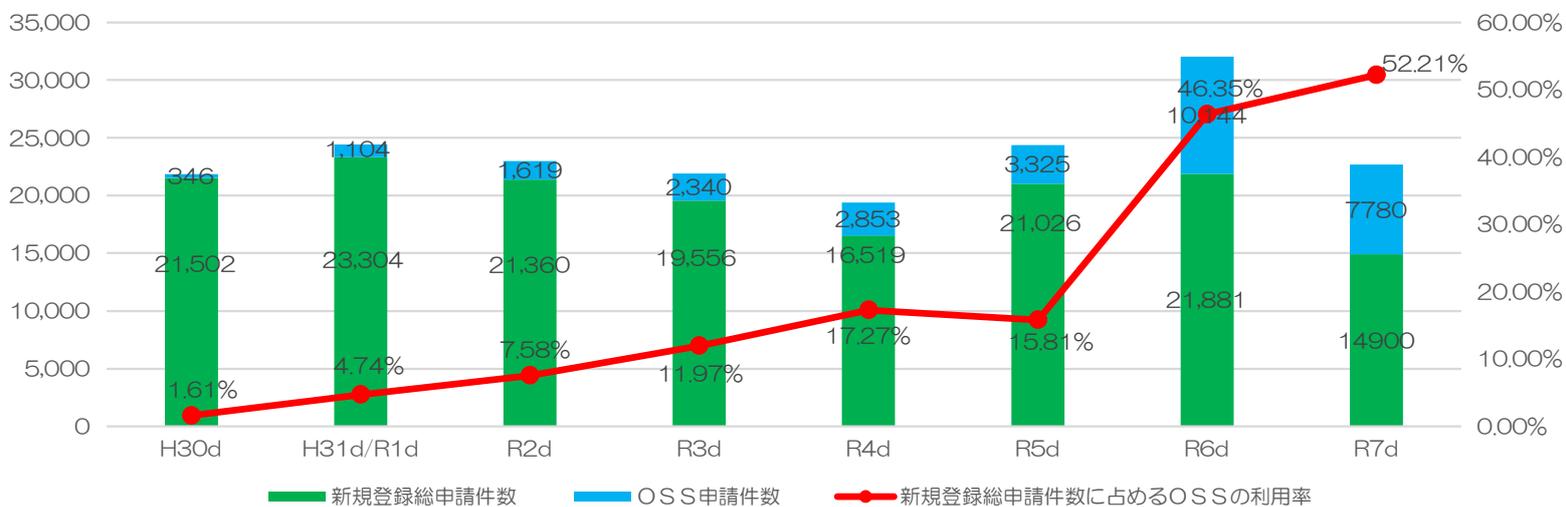
これは、全国の局及び自動車検査登録事務所と国土交通省の自動車登録管理室（センター）との間をオンラインで結びリアルタイム処理により、自動車の登録・検査記録を一元的に管理しているものである。

利用者の利便向上のため申請手続きでは平成17年にワンストップサービス（通称「OSS」）を導入し、更に令和5年1月からは自動車検査証の電子化を開始しており、今後もDX化の推進のため利用環境の整備と利便性の向上のために努めていく。なお、宮崎管内の新規登録総申請件数に占めるOSS申請利用率は、令和6年度末現在で46.35%となっている。

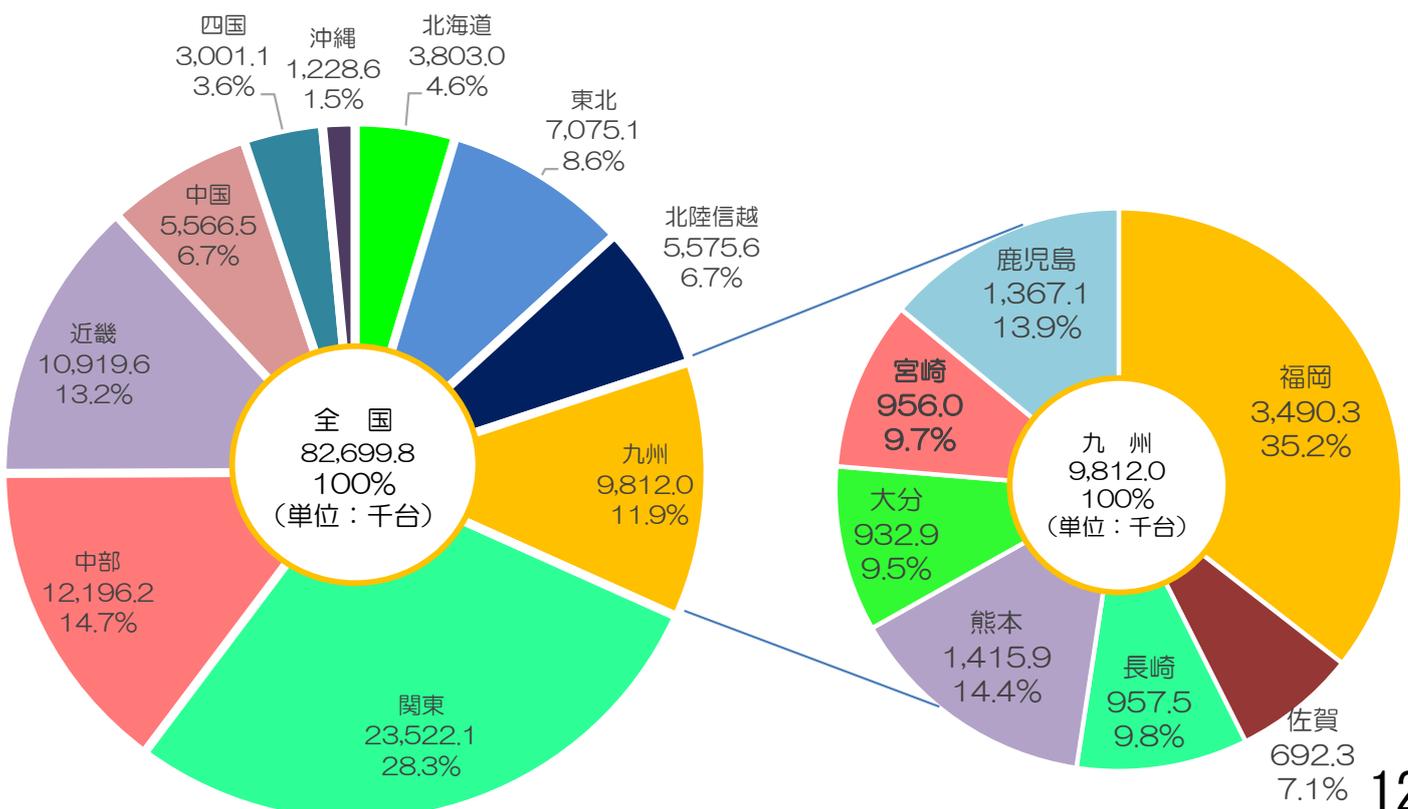
また、本県の自動車保有車両数は、令和6年度末現在で955.9千台（うち軽自動車493.0千台）となっている。

1. 新規登録総申請件数に占めるOSS申請利用率（単位：台）

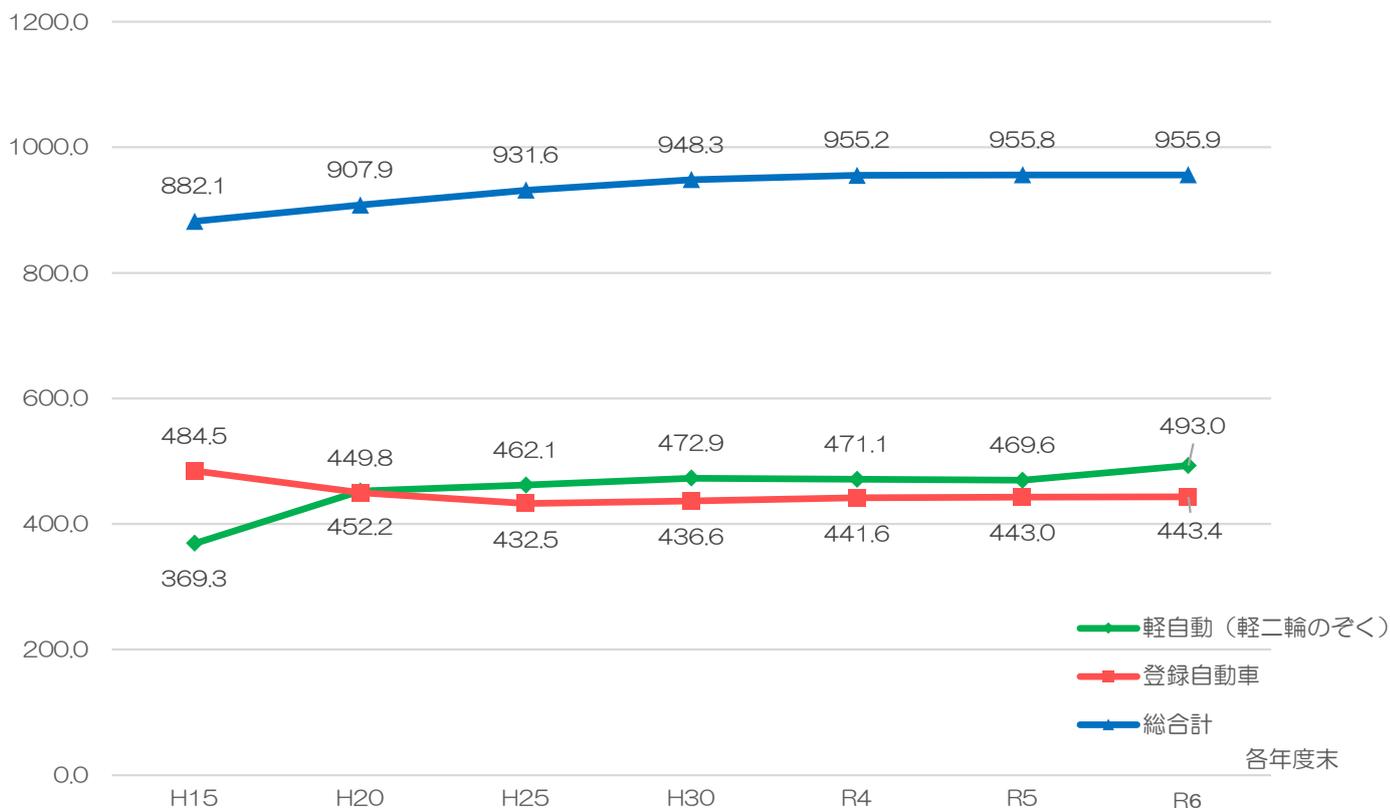
※宮崎管内におけるOSS申請は、H30より利用開始。（R7dについては、R7.4~R7.12の件数を計上）



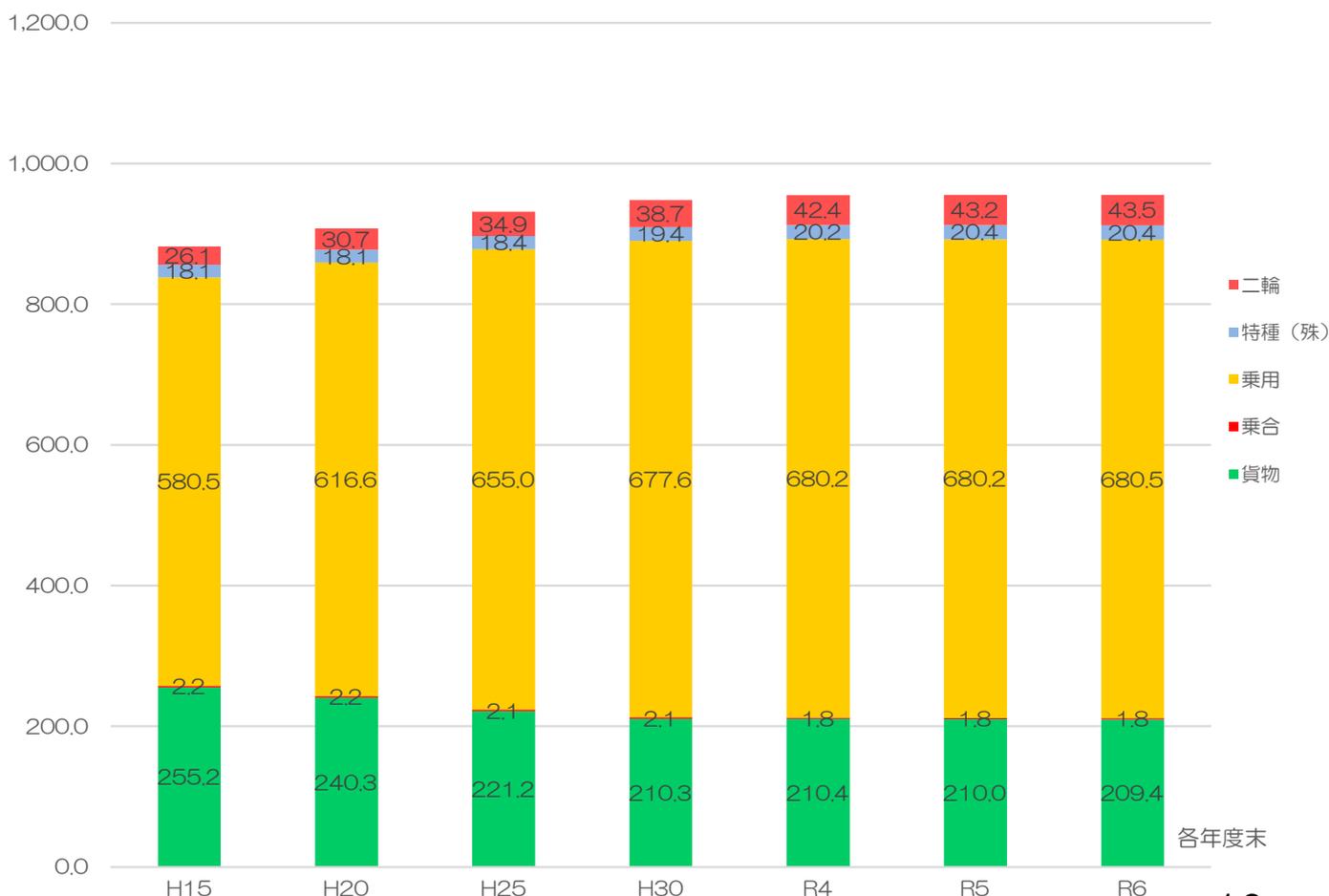
2. 全国及び九州の保有車両数（令和7年3月末現在）



3. 宮崎県内全保有自動車数の推移（単位：千台）



4. 宮崎県内全保有自動車の用途別車両数（単位：千台）



5. 市郡別市町村別保有車両数（令和7年3月末現在）

	貨物					乗合		乗用			特種(殊)			二輪車		登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪合)
	普通	小型	被牽引	軽自動車		普通	小型	普通	小型	軽四輪車	特種	大型 特殊	軽自 動車	小型二輪	軽二輪		
				四輪	三輪												
宮崎市	7,844	12,229	384	34,197	1	347	351	72,903	66,233	115,461	5,057	546	582	6,677	4,570	172,571	154,810
都城市	5,914	6,153	398	22,516	1	83	195	30,214	25,541	52,696	3,005	679	309	3,075	1,972	75,257	77,493
延岡市	2,838	3,317	359	14,688	1	91	114	20,033	17,732	33,722	1,374	385	158	2,085	1,690	48,328	50,258
日南市	1,095	1,153	93	7,588	0	35	74	7,846	7,669	14,623	655	195	58	730	549	19,545	22,818
小林市	1,624	1,971	43	8,748	0	28	58	7,340	7,168	13,793	669	261	110	899	568	20,061	23,219
日向市	1,909	1,762	461	7,952	1	20	47	10,448	8,959	18,550	866	349	56	1,017	688	25,838	27,246
串間市	410	571	22	3,726	0	5	23	2,592	2,643	4,896	202	139	35	247	170	6,854	8,827
西都市	757	994	77	5,554	0	28	34	4,465	4,218	9,675	448	101	47	651	371	11,773	15,647
えびの市	672	651	91	4,491	1	2	18	2,817	2,886	5,660	342	90	33	342	301	7,911	10,485
北諸県郡三股町	949	728	44	3,073	0	6	25	4,680	3,695	8,212	370	80	38	518	354	11,095	11,677
西諸県郡高原町	373	424	29	2,062	1	12	14	1,528	1,580	2,749	136	62	26	216	120	4,374	4,957
国富町	656	729	9	3,448	0	1	7	2,933	2,855	6,093	243	66	26	380	265	7,879	9,832
綾町	167	215	0	1,321	0	2	10	1,077	1,069	2,243	70	15	10	120	90	2,745	3,664
東諸県郡計	823	944	9	4,769	0	3	17	4,010	3,924	8,336	313	81	36	500	355	10,624	13,496
高鍋町	483	571	37	2,443	0	3	18	3,174	3,139	6,654	335	65	31	449	257	8,274	9,385
新富町	491	627	21	2,728	0	3	16	2,951	2,521	5,632	216	136	21	412	244	7,394	8,625
西米良村	55	45	0	325	0	0	8	174	169	296	30	13	10	13	10	507	641
木城町	126	208	3	976	0	2	10	737	691	1,628	55	26	8	116	51	1,974	2,663
川南町	783	738	105	3,078	0	4	23	2,501	2,242	5,172	327	76	28	425	232	7,224	8,510
都農町	335	411	18	2,083	0	0	7	1,766	1,453	3,251	121	29	14	302	265	4,442	5,613
児湯郡計	2,273	2,600	184	11,633	0	12	82	11,303	10,215	22,633	1,084	345	112	1,717	1,059	29,815	35,437
門川町	422	497	12	2,461	0	5	16	2,971	2,602	5,648	181	30	26	390	276	7,126	8,411
美郷町	210	153	5	1,824	0	1	7	754	815	1,286	39	32	18	90	68	2,131	3,196
諸塚村	99	64	0	653	0	0	8	223	262	388	75	21	10	14	6	741	1,057
椎葉村	219	129	1	1,072	0	0	13	415	376	654	26	34	19	22	22	1,235	1,767
東臼杵郡計	950	843	18	6,010	0	6	44	4,363	4,055	7,976	321	117	73	516	372	11,233	14,431
高千穂町	346	352	15	3,160	0	6	20	1,715	1,703	3,225	165	35	23	174	187	4,531	6,595
日之影町	198	164	12	1,278	0	2	19	534	596	985	105	56	7	53	43	1,739	2,313
五ヶ瀬町	117	160	4	1,135	0	0	14	436	483	998	53	13	8	48	35	1,328	2,176
西臼杵郡計	661	676	31	5,573	0	8	53	2,685	2,782	5,208	323	104	38	275	265	7,598	11,084
不明	0	1	0	235	0	0	0	2	0	128	0	43	5	1	0	47	368
総合計	29,092	35,017	2,243	142,815	6	686	1,149	187,229	169,300	324,318	15,165	3,577	1,716	19,466	13,404	462,924	482,253

軽二輪については、令和7年4月1日現在の市町村課税台帳による。

総合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含む。

平成22年度までに下記の8市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。それにより、各市郡の編成が大きく変わったため合併実施以前の資料との単純な比較はできない。

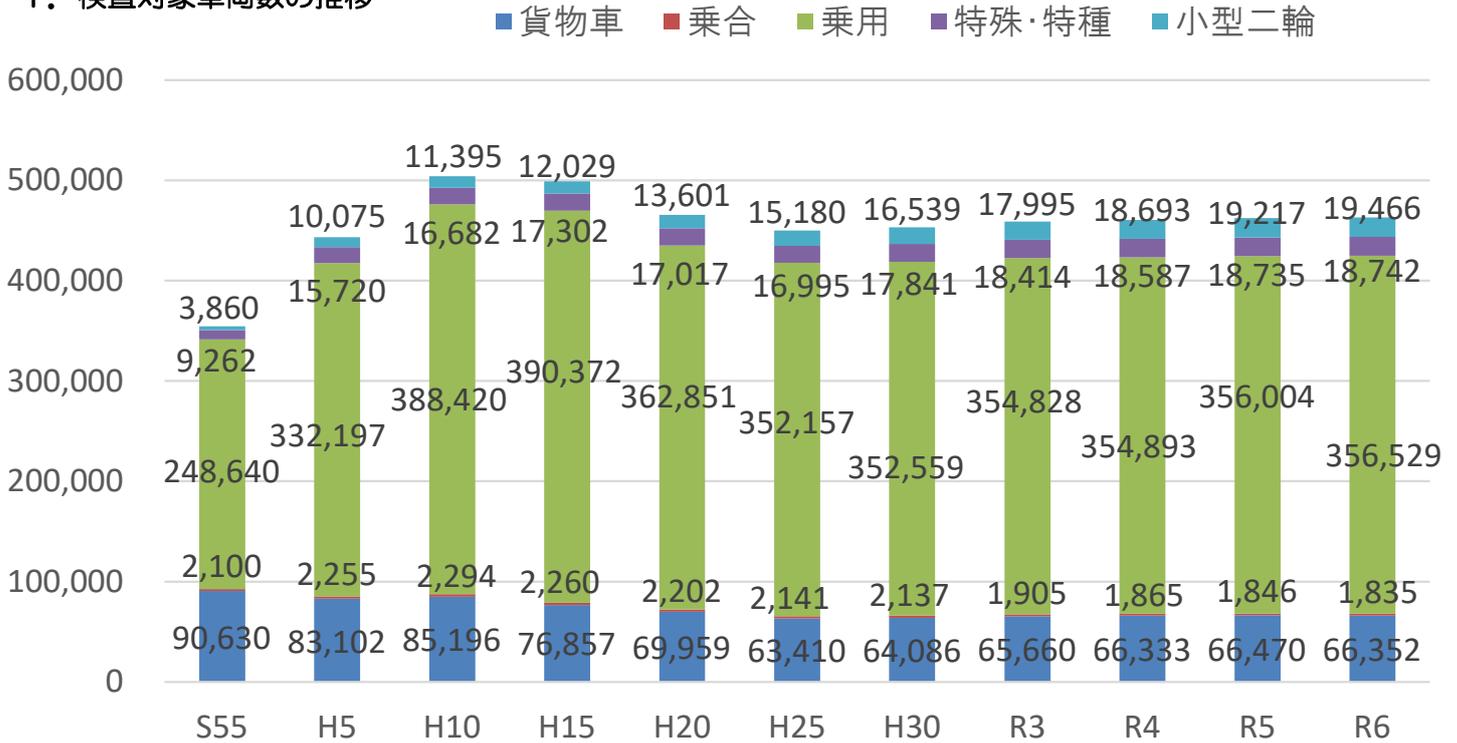
新市町名	内容	旧市町村名	実施年月日
宮崎市	編入	(宮崎市)、宮崎郡佐土原町・同郡田野町、東諸県郡高岡町、宮崎郡清武町	H18.1.1 H22.3.23
都城市	合併	都城市、北諸県郡山之口町・同郡高城町・同郡山田町・同郡高崎町	H18.1.1
東臼杵郡美郷町	合併	東臼杵郡南郷村・同郡西郷村・同郡北郷村	H18.1.1
延岡市	編入	(延岡市)、東臼杵郡北方町・同郡北浦町	H18.2.20
日向市	編入	(日向市)、東臼杵郡東郷町	H18.2.25
小林市	合併	小林市、西諸県郡須木村、西諸県郡野尻町	H18.3.20 H22.3.23
延岡市	編入	(延岡市)、東臼杵郡北川町	H19.3.31
日南市	合併	日南市、南那珂郡北郷町、南那珂郡南郷町	H21.3.30

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

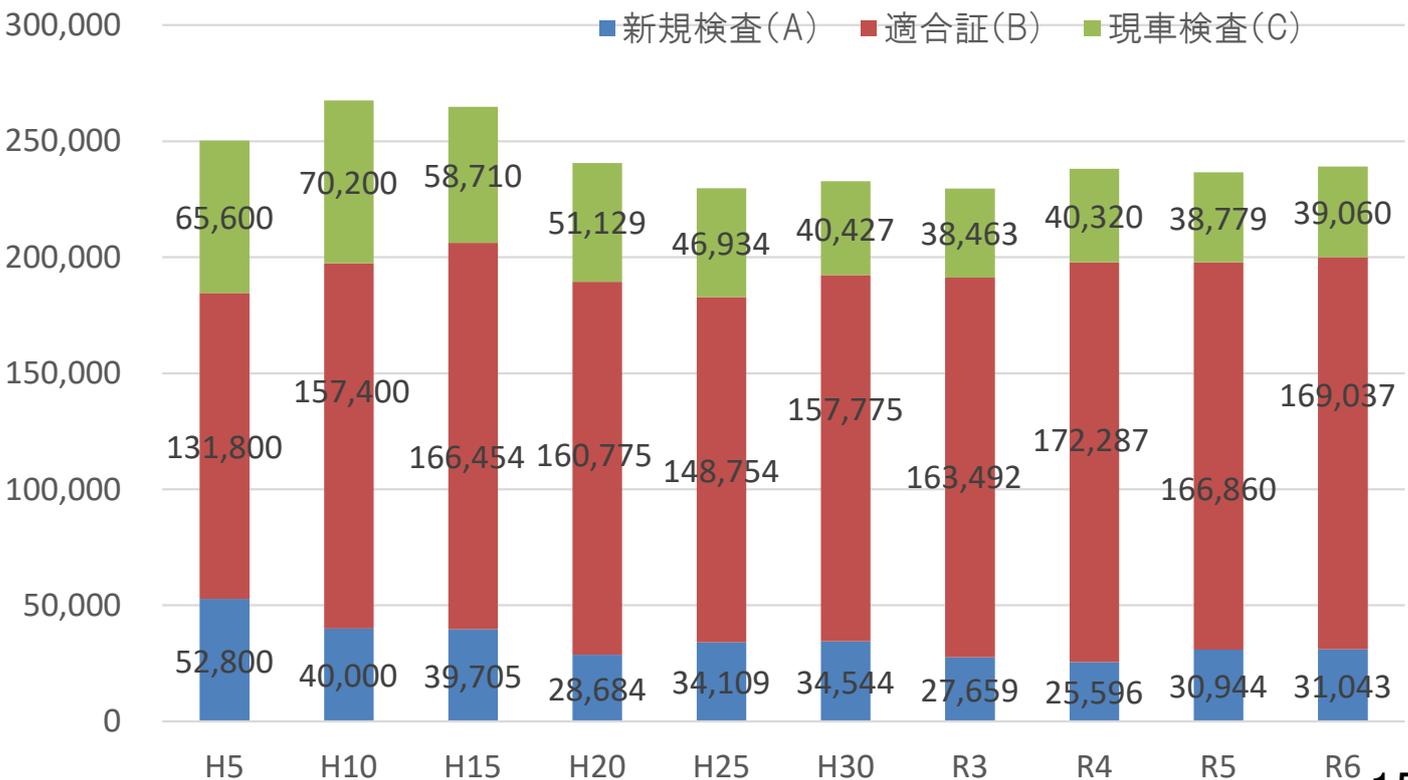
自動車の検査対象車両数（軽自動車を除く）は、令和6年度末時点で約46万2千台と横ばい傾向が続いている。新規検査については約3万1千台と持ち直し、継続検査については約20万8千台と横ばい傾向が続いている。

点検整備制度については、近年における自動車の自動運転に向けた先進技術の実用化に伴い、電子制御装置の定期点検（OBD点検）・整備（自動車特定整備制度）・検査（OBD検査）を適切に行っていくための制度改正が行われた。

1. 検査対象車両数の推移



2. 検査車両数（検査種類別）の推移



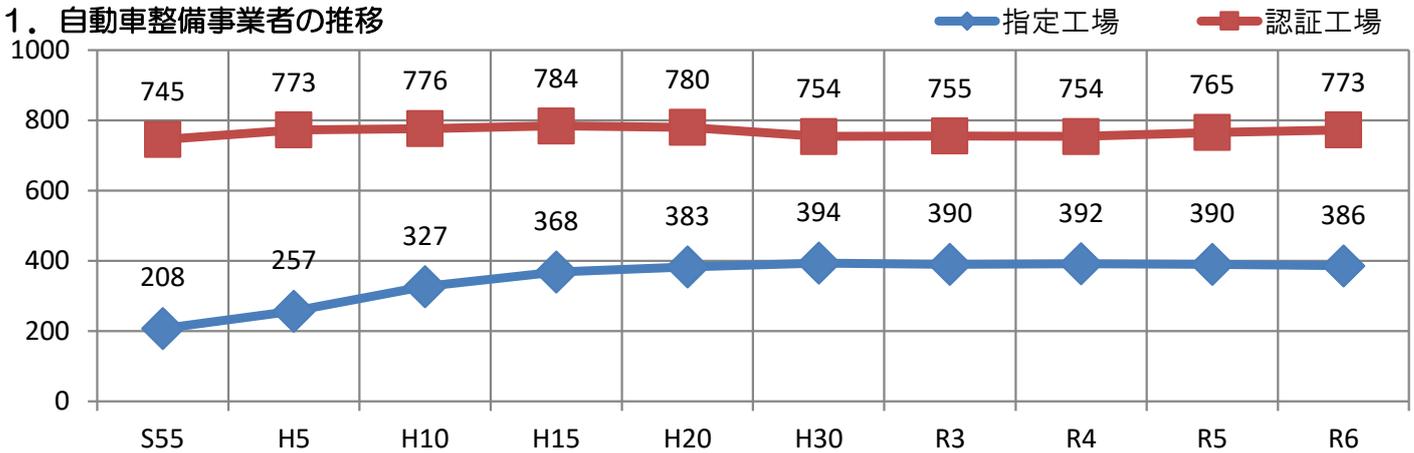
自動車整備事業の概況

宮崎県内の自動車特定整備事業場（認証工場）は、令和7年3月末現在773工場で微増傾向となっている。また、指定工場は386工場で微減傾向となっている。

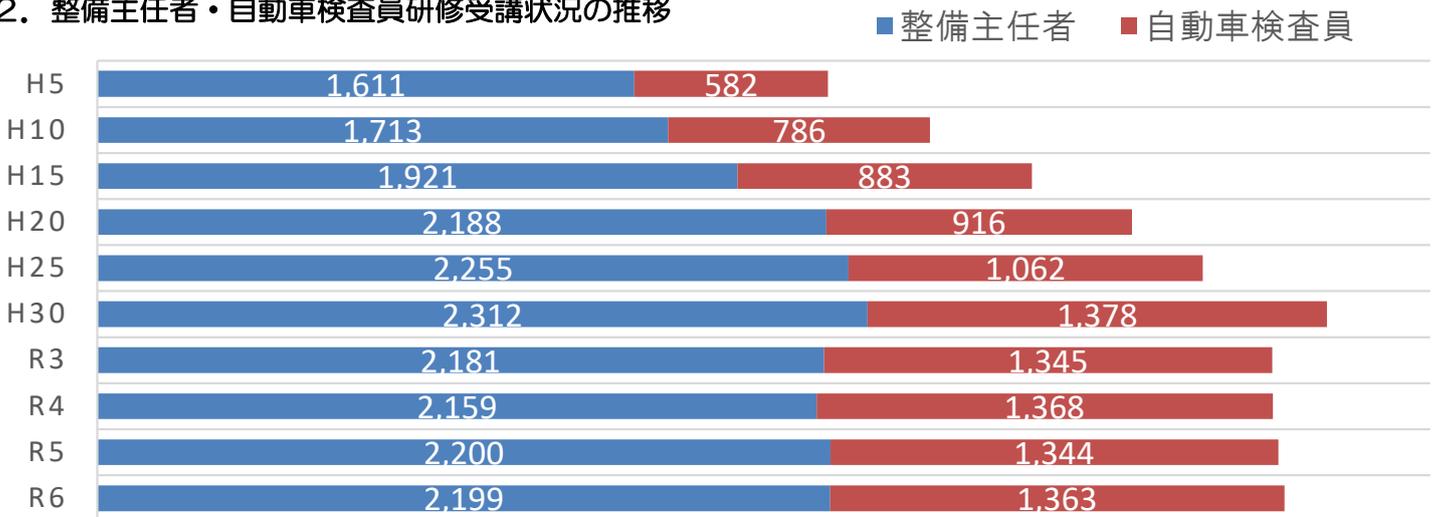
自動車整備士資格の見直し（令和6年度から養成開始、令和9年度から試験開始）が行われ、自動車技術の高度化に対応する資格とするため電子制御装置の内容を含む資格としている。

近年は、最新技術や新機構が大幅に採用され、既存の自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための教育・研修の機会が必要になり、自動車整備振興会等における技術研修等及び整備主任者研修・自動車検査員研修を毎年実施している。

1. 自動車整備事業者の推移

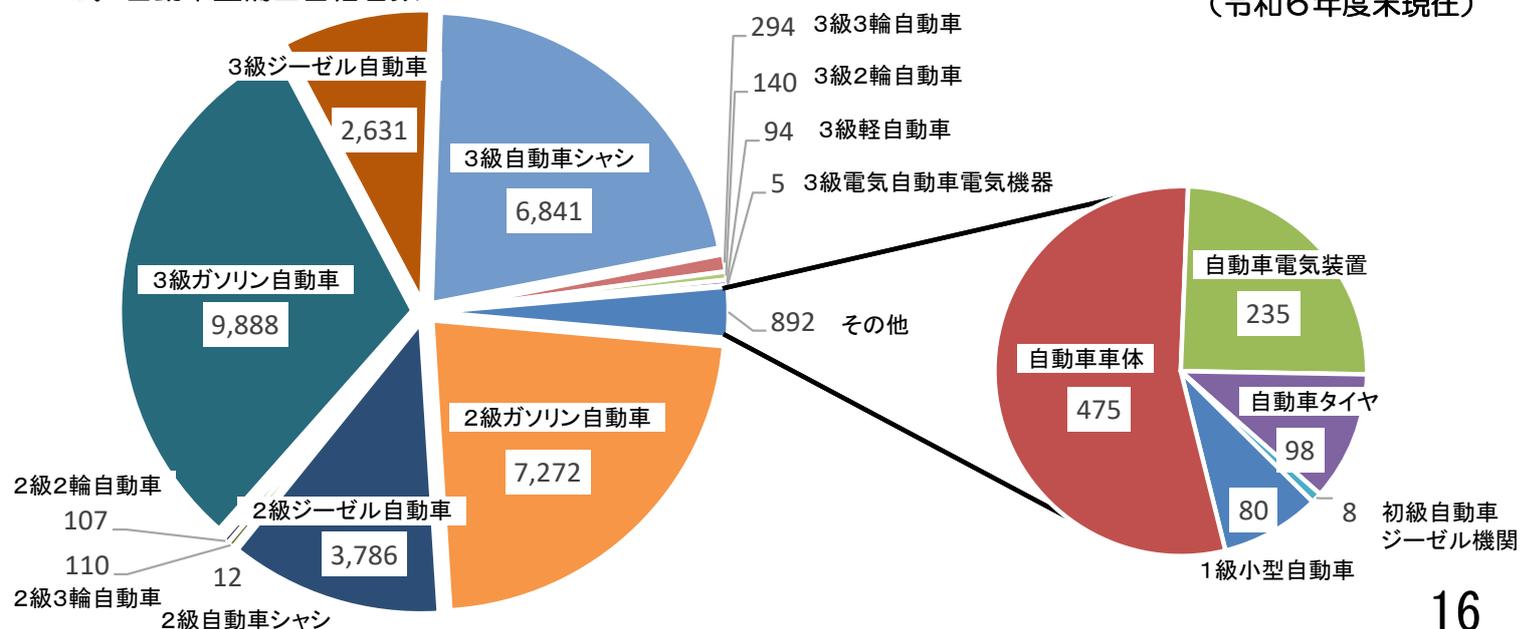


2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者数

（令和6年度末現在）

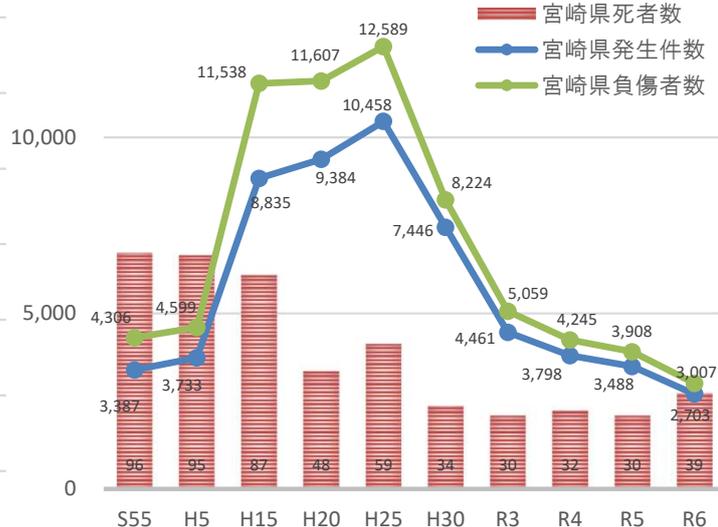
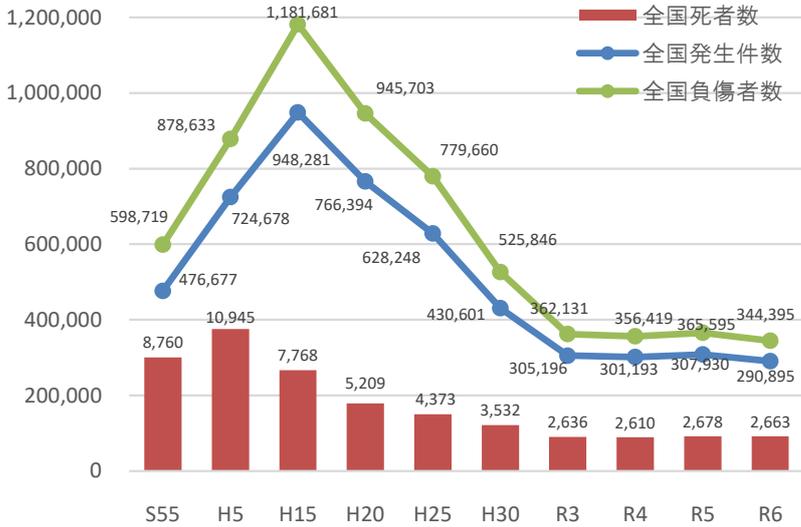


自動車の事故・公害関係の概況

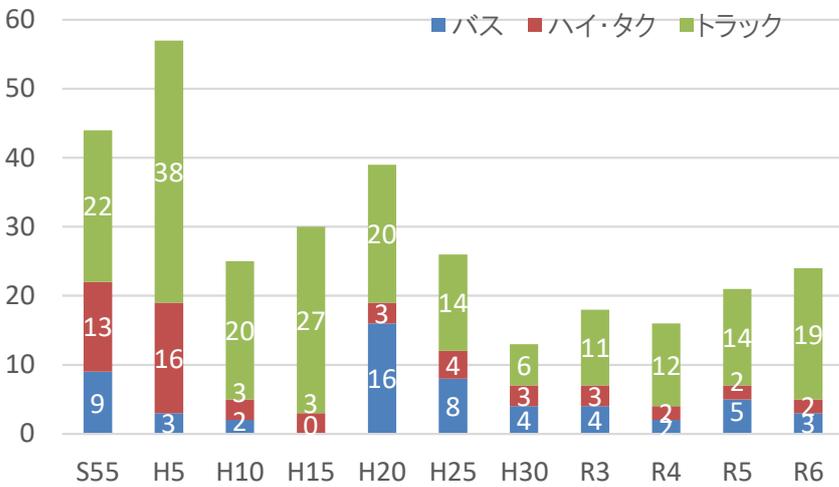
宮崎県における令和6年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数24件、死者数5人、負傷者数21人であり、全業態では増減を繰り返している。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、電気自動車等低公害、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに、税制上の特例措置を講ずることにより、その普及を図ることとしている。

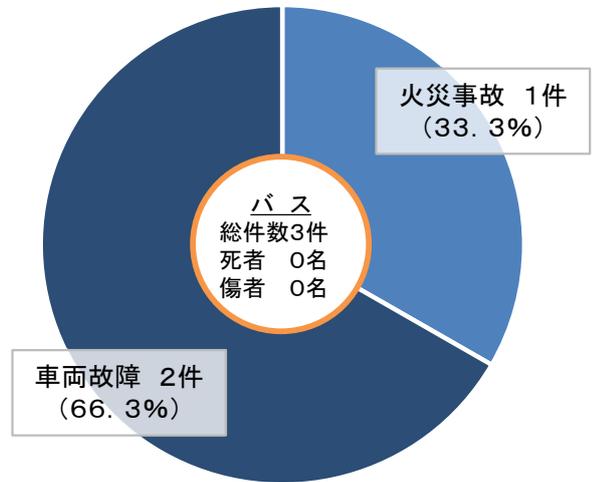
1. 事故発生状況の推移



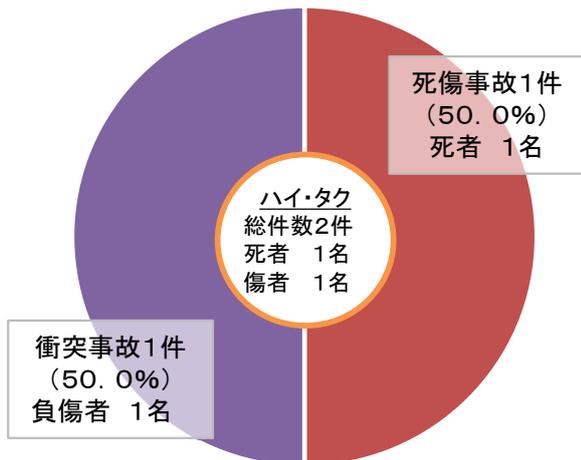
2. 宮崎県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



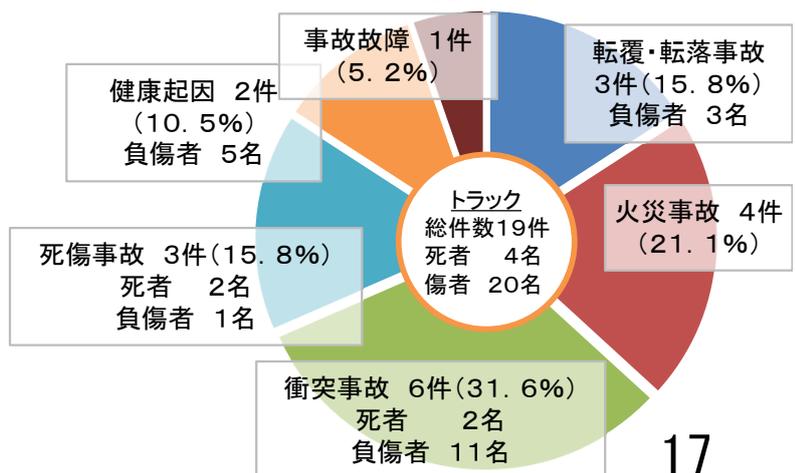
バス事故種別発生状況(令和6年)



ハイ・タク事故種別発生状況(令和6年)



トラック事故種別発生状況(令和6年)



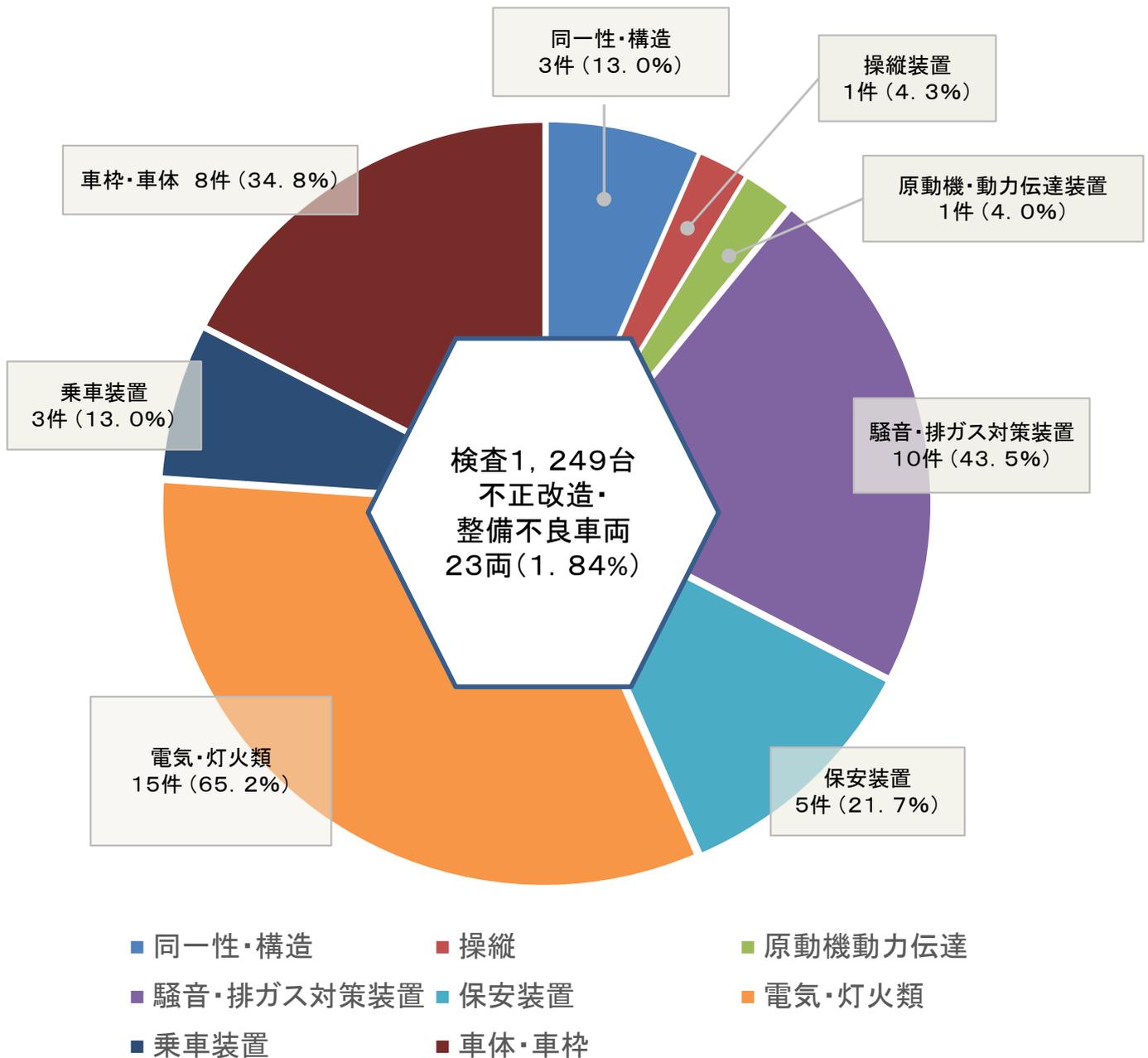
街頭検査の実施概況

交通安全運動、不正改造車排除運動及び自動車点検整備推進運動の期間など年間を通じて、一般車両を対象とした街頭検査を実施している。令和6年度の検査台数は、1,249台。

また、運輸局と協力し、不正燃料の使用による環境破壊防止のため、不正軽油にかかる街頭検査、さらには、可搬式ナンバー読み取り装置を用いた無車検街頭検査も実施している。

不定期ではあるが、県警本部・各警察署と連携し不正改造行為車両に特化した街頭検査や警察押収車両に対する検査を実施している。

装置別整備不良件数(令和6年度)



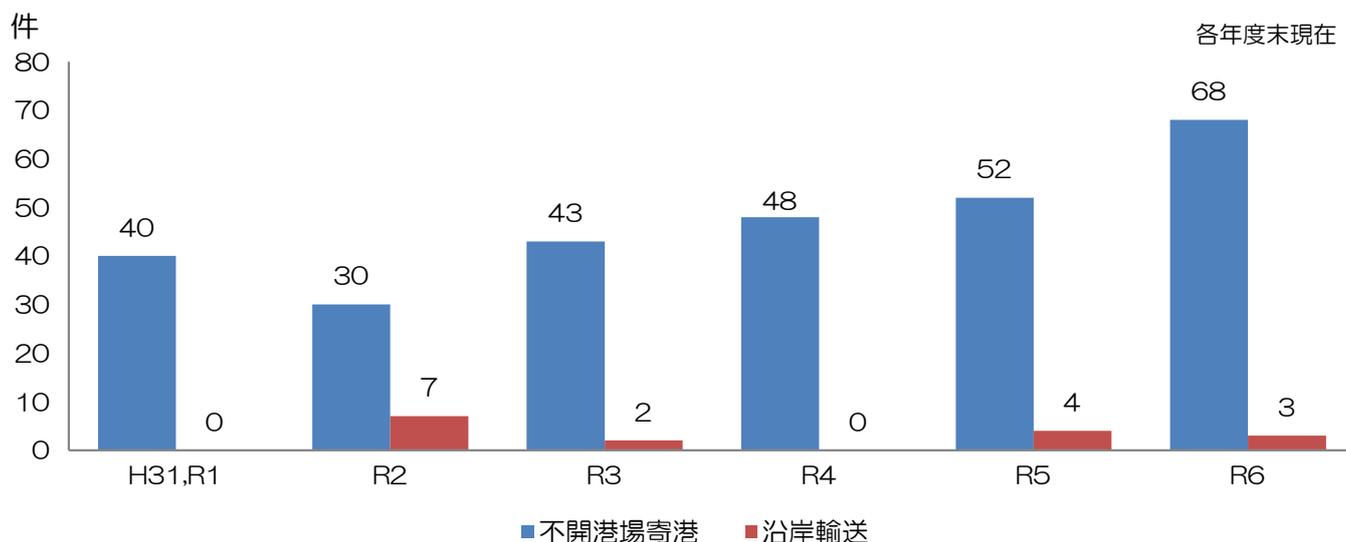
海上輸送の概況

1. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

令和6年度の不開港場寄港特許件数は68件、沿岸輸送特許件数は3件である。不開港場寄港特許は、化学工業品（延岡新港）の揚荷、原木（福島港、宮崎港）の積荷を入港理由とするものが殆どであり、なかでも木材積荷の増加が顕著である。

一方、沿岸輸送特許は、主としてクルーズ船関連の輸送などである。

※管内における開港は油津港、細島港の2港のみ



2. 内航海運関係の概況

管内の内航海運業者の概況は下表1のとおり、登録事業者（運送事業者・貸渡事業者）が2事業者（2隻）、届出事業者が5事業者（7隻）で、資本金5千万円以上は1事業者のみとなっている。

また、貨物利用運送事業（内航・外航）の事業者数は下表2のとおり、内航が18事業者、外航が1事業者となっている。

表1 内航海運事業者数（令和7年12月末現在）

事業実態	事業者数	船舶数
登録	2	2
届出	5	7

表1-2 内航海運登録事業者数（規模別）（令和7年12月末現在）

個人	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満
0	0	1	1

表2 利用運送事業者数（令和7年12月末現在）

事業の種類（内航）	事業者数
第一種利用運送事業	11
第二種利用運送事業	7

表2-2 利用運送事業者数（令和7年12月末現在）

事業の種類（外航）	事業者数
第一種利用運送事業	0
第二種利用運送事業	1

3. 旅客航路事業の概況

管内の旅客航路事業者の概況は下表のとおり、一般旅客定期航路が3事業者（3航路）、旅客不定期航路が3事業者（3航路）となっている。

一般旅客定期航路には、宮崎県と関西圏とを結ぶ物流・人流の大量輸送機関として長距離フェリー航路が「宮崎～神戸」間に1航路が運航され、また、本土と離島を結ぶ航路として「大島～目井津」航路及び離島航路整備法の指定を受けて国庫補助航路として運営されている「島浦～浦城」航路の2航路が運航されている。

このほかに遊覧、観光航路としての不定期航路事業が3航路ある。

【旅客航路事業者数】

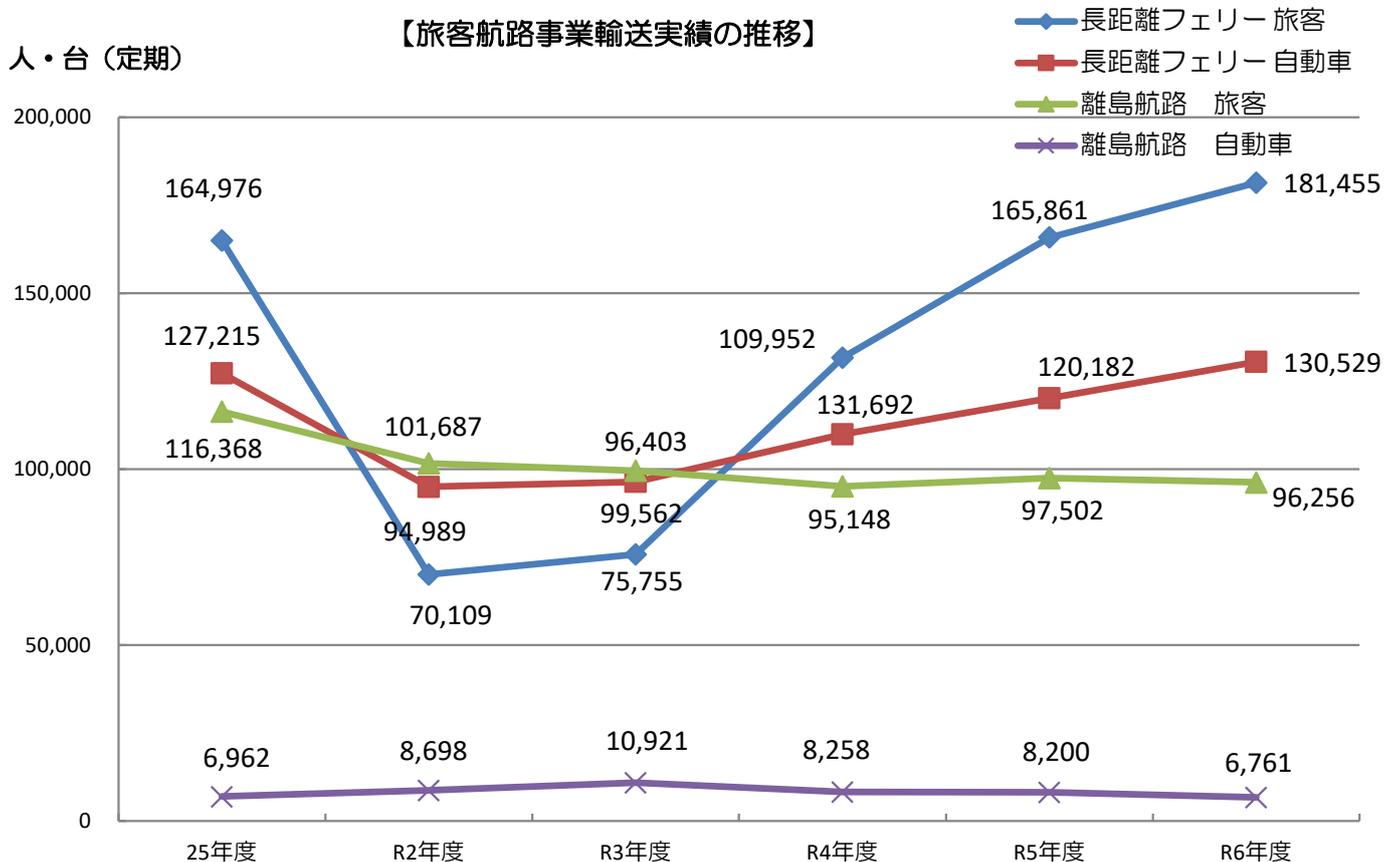
(令和7年12月末現在)

一般旅客定期航路		旅客不定期航路	
事業者数	航路数	事業者数	航路数
3	3	3	3

4. 旅客・自動車航走の輸送実績

長距離フェリー航路（1事業者）の令和6年度旅客輸送実績は181,455人で、前年度比15,594人（約9.4%）増加し、自動車輸送実績は130,529台で、前年度比10,347台（約8.6%）増加した。また、離島航路（2事業者）の令和6年度旅客輸送実績は96,256人で、前年度比1,246人（約1.3%）減少し、自動車輸送実績は6,761台で、前年度比1,439台（約27.5%）減少した。

離島航路についてはフェリーのリプレースを行い、令和7年11月より新船が就航している。



港湾運送事業の概況

1. 港湾運送事業者

管内における港湾運送指定港湾は細島港と油津港の2港で、令和7年12月末現在、事業者数は一般港湾運送事業6社、港湾荷役事業4社（一般港湾運送事業を兼業）となっている。港別の港湾運送事業者は下表のとおりである。

【港湾運送事業者数】

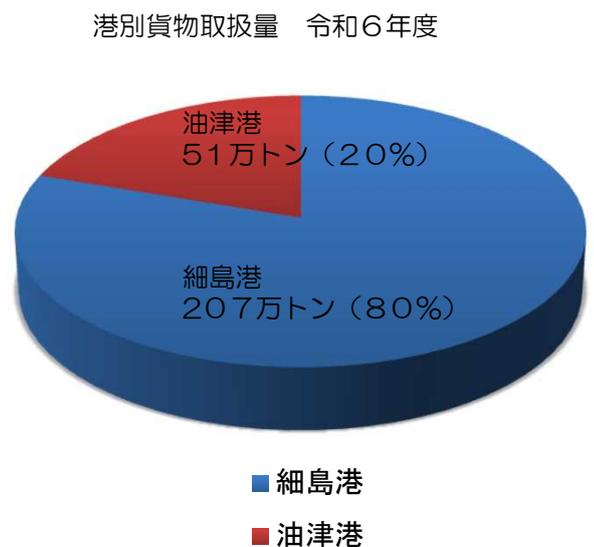
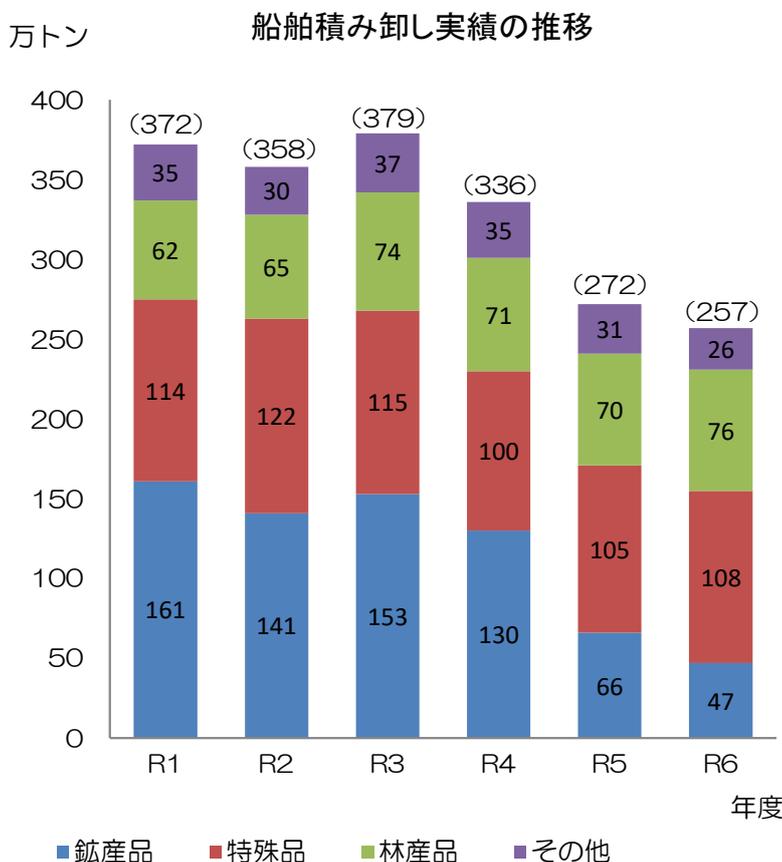
（令和7年12月末現在）

業種 港別	一般港湾運送事業	港湾荷役事業	検数事業	鑑定事業	検量事業	港湾運送関連事業
細島港	4	4（4）	1	1	2（2）	7（4）
油津港	2	0	0	0	0	3（2）

（ ）は兼業者数で内数

2. 港湾荷役実績

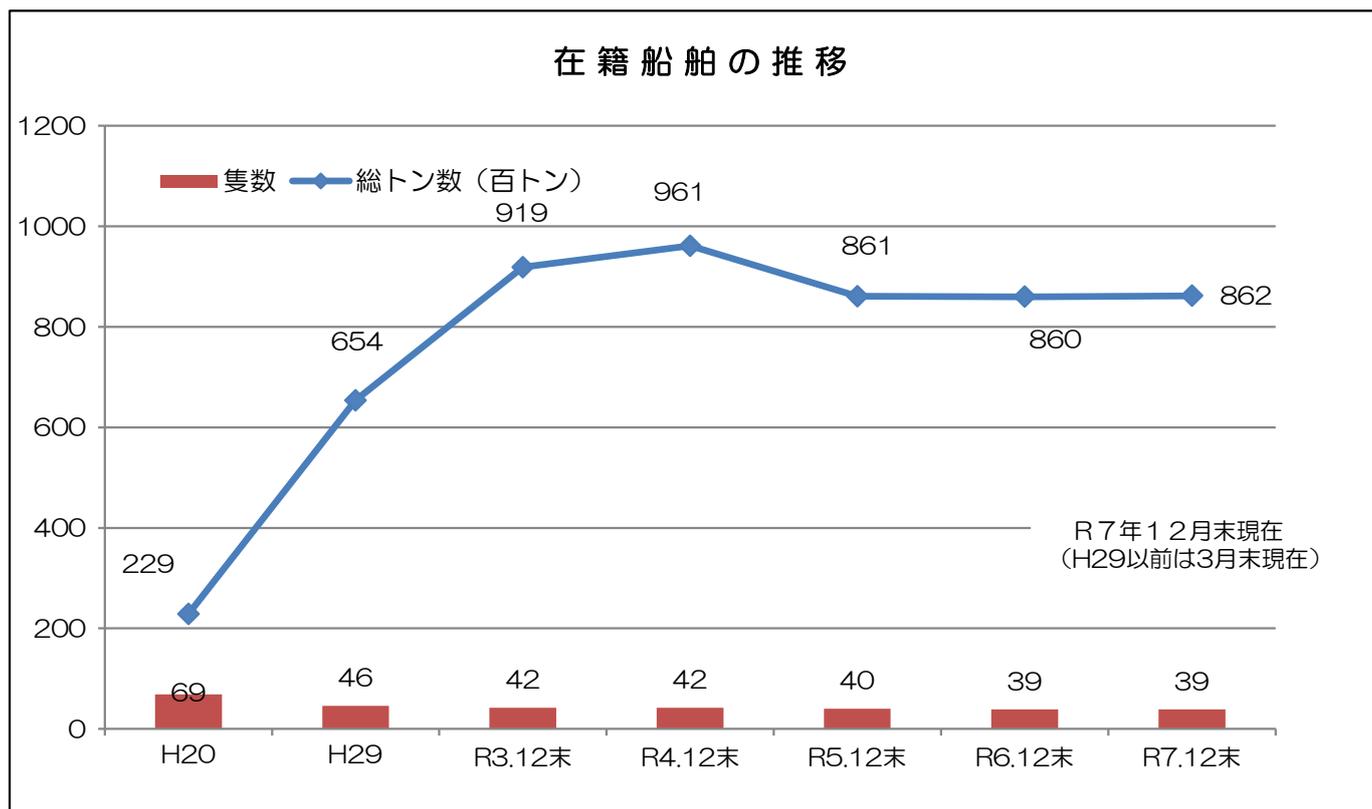
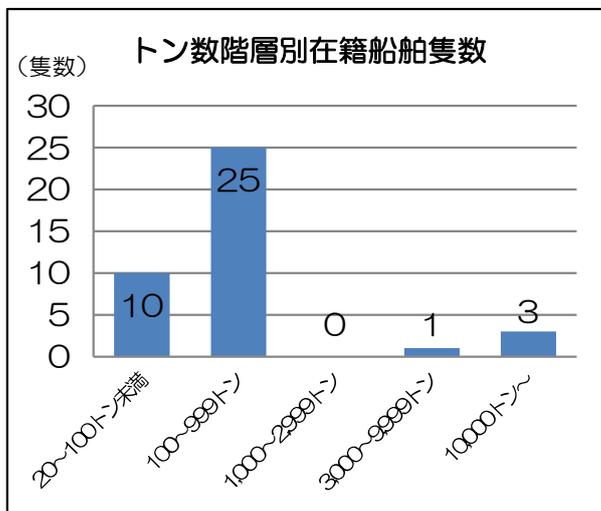
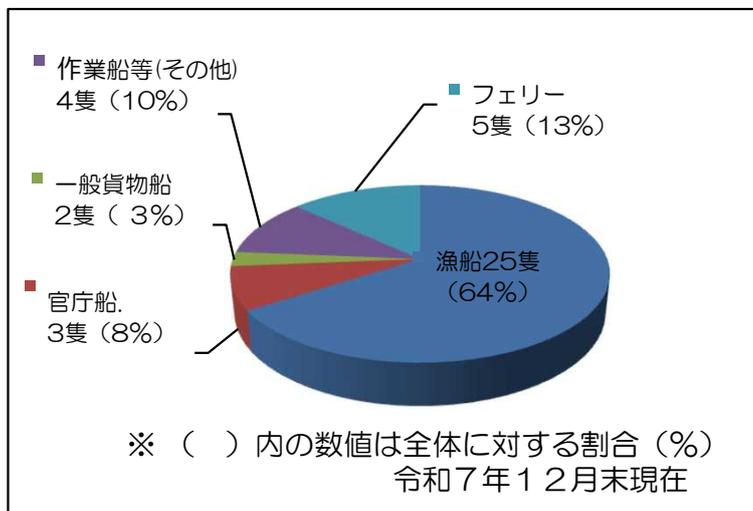
令和6年度船舶積卸実績は約257万トンで、前年度比約15万トン（約6%）減少した。主要取扱貨物は、鉱産品、コンテナ等の特殊品、林産品であり、鉱産品は減少傾向にある。



船舶登録等の概況

1. 船舶登録の概況

管内の令和7年12月末現在における在籍登録船舶数（20G/T以上）は39隻、合計総トン数は約86,258G/Tとなっており、隻数では約7割をかつお、まぐろ等の漁船が占めている。



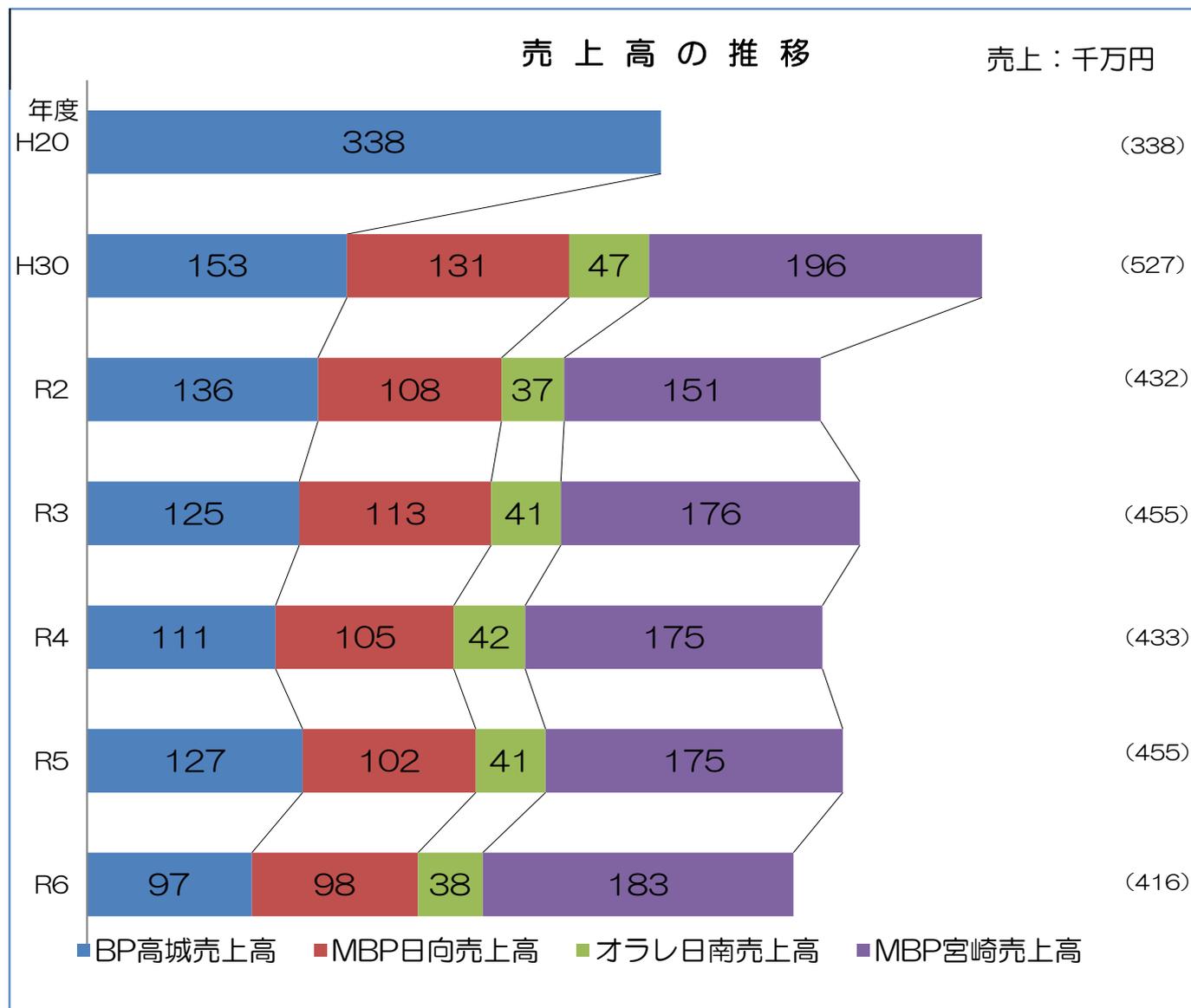
2. 船舶検査の概況

海上における人命の安全及び船舶の堪航性を確保するため、SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）、LL条約（満載喫水線に関する国際条約）等を受けて船舶安全法により船舶の船体・機関・救命消防設備等について、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、予備検査・製造検査等を実施。合格した船舶に、航行区域等の航行上の条件を定めて船舶検査証書及び各種条約証書を交付している。

モーターボート競走の概況

平成10年6月24日、モーターボート競走法に基づく場外舟券売り場が都城市高城町に設置され、同年7月「ポートピア高城」としてオープンした。

このほか、小規模場外発売場として、日向市に「ミニポートピア日向」が平成22年12月、日南市に「オラレ日南」が平成23年10月、宮崎市に「ミニポートピア宮崎」が平成26年11月にオープンしている。施行者はいずれも芦屋町である。



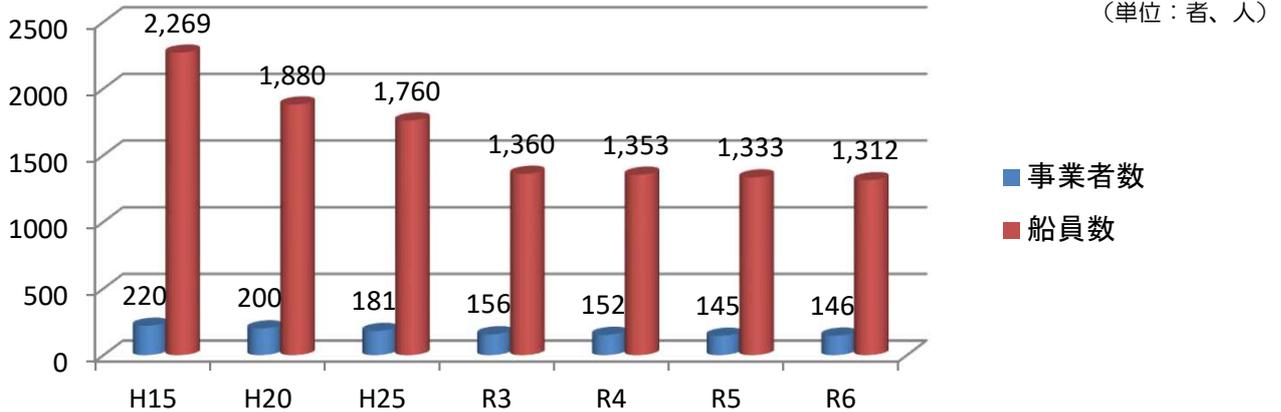
船員関係業務の概況

令和6年10月1日現在における管内の船員法適用船舶所有者は146事業者、船舶数は213隻、船員数は1,312人となっている。

船舶の船種別構成については、汽船が5.6%、漁船が84.5%、その他が9.9%となっており、漁船の割合が高くなっている。

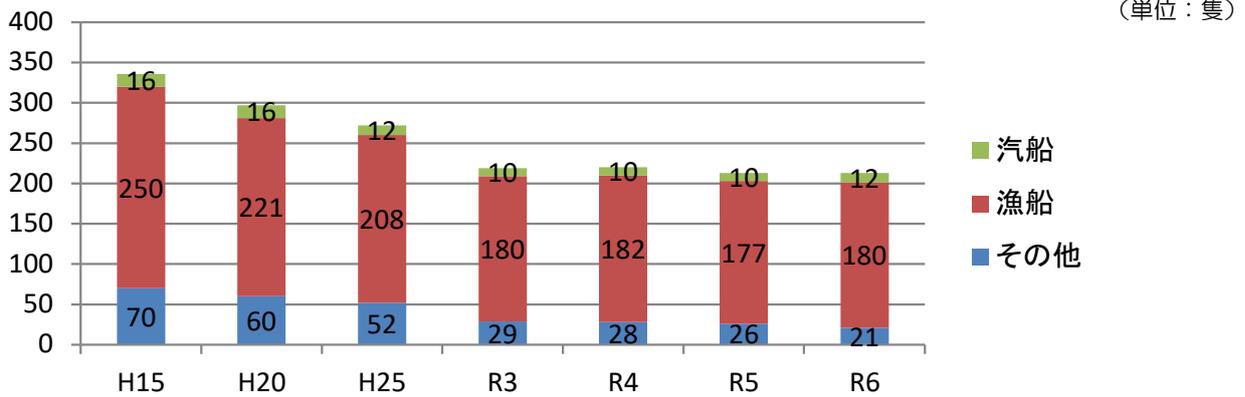
1. 事業者数及び船員数の推移

(各年10月1日現在)



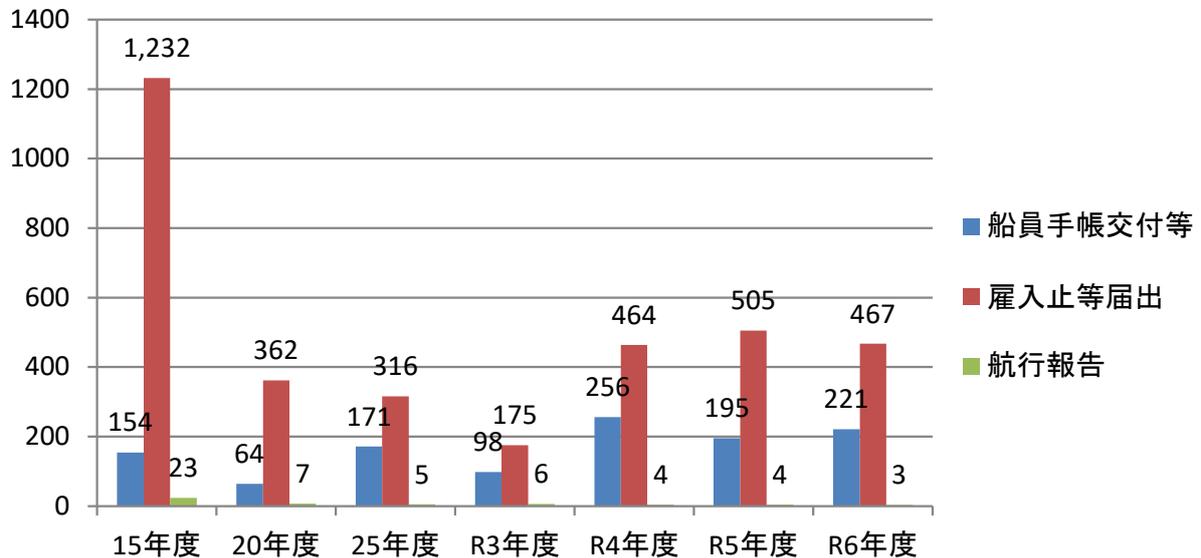
2. 船舶数の推移

(各年10月1日現在)



3. 船員法の事務取扱件数

(単位：件)



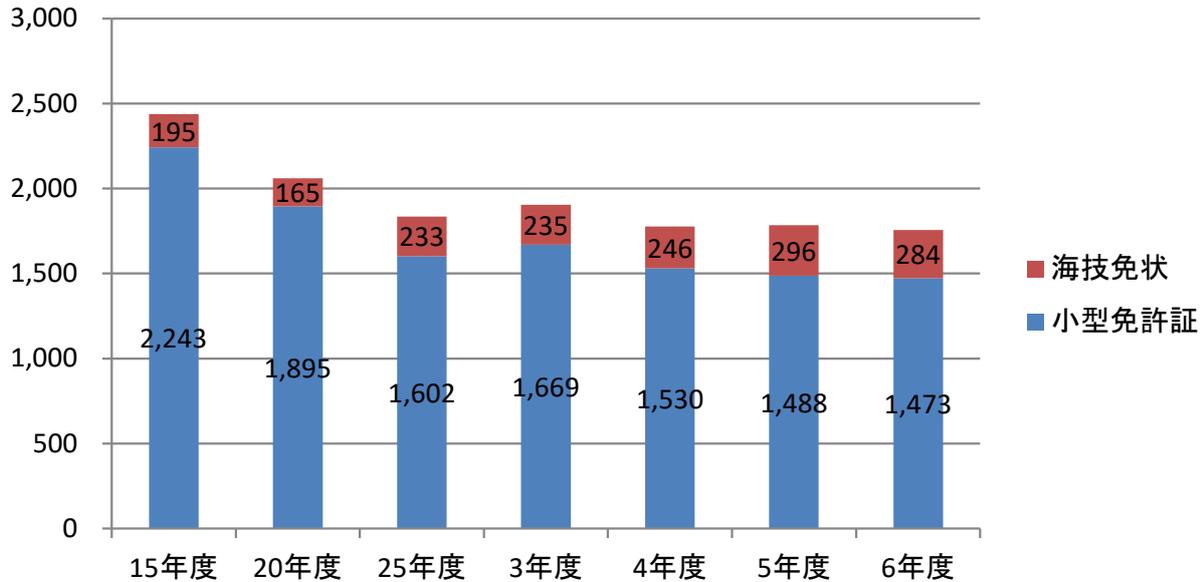
海技資格及び水先関係業務の概況

管内の海技免状、小型船舶操縦免許証の取扱件数は下表のとおり推移しており、小型船舶操縦免許証の取り扱いが全体の8割以上となっている。

また、水先業務については、細島港及び油津港において水先人2名により行われている。

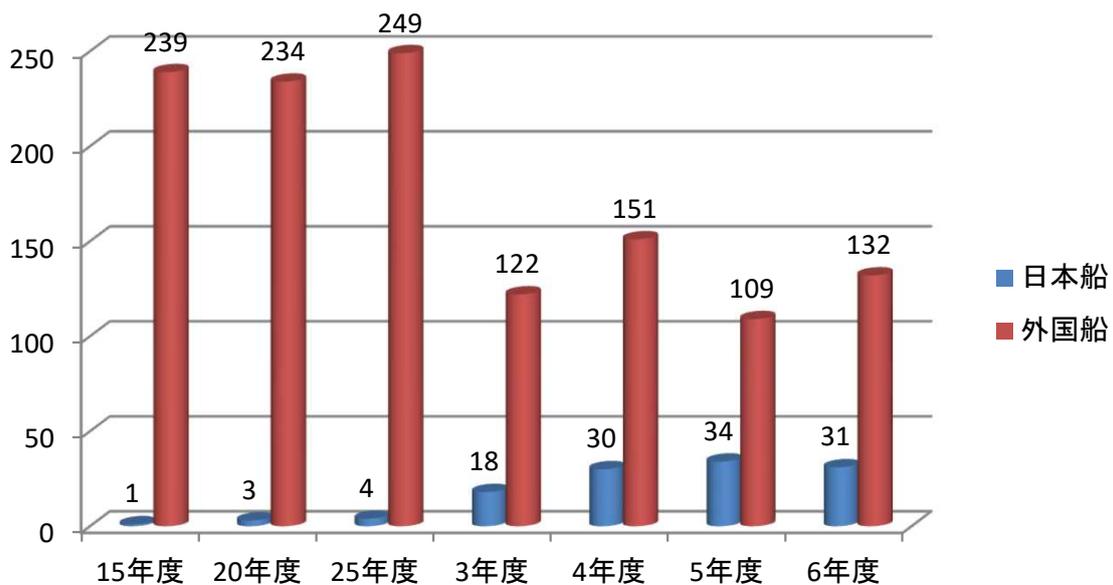
1. 海技免状、小型船舶操縦免許証取扱件数の推移

(単位：件)



2. 水先実績の推移

(単位：隻)

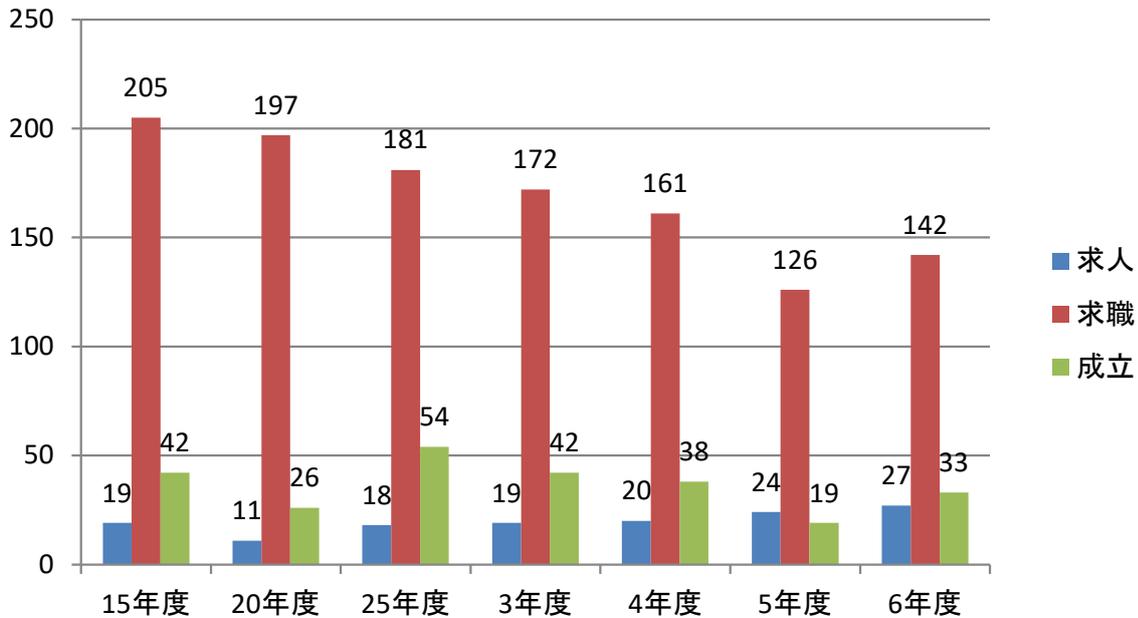


船員職業安定関係業務の概況

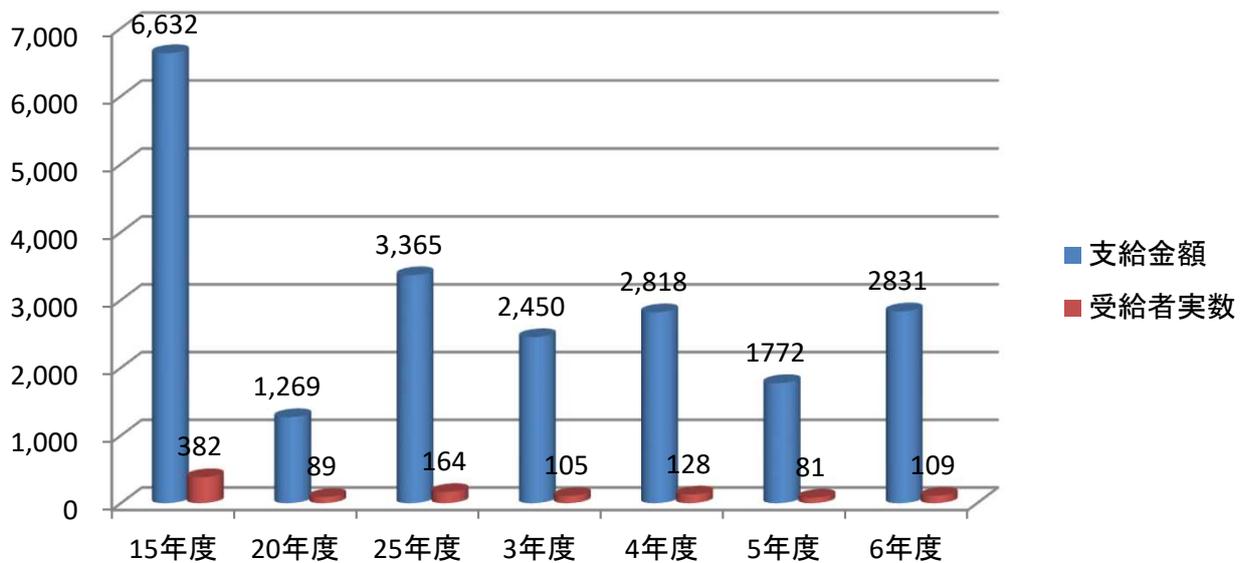
管内における船員職業紹介実績及び船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。
また、成立件数は管内・管外の合計であり、求職者の大半が管外へ就職している状況である。

1. 船員職業紹介実績の推移

(単位：人)



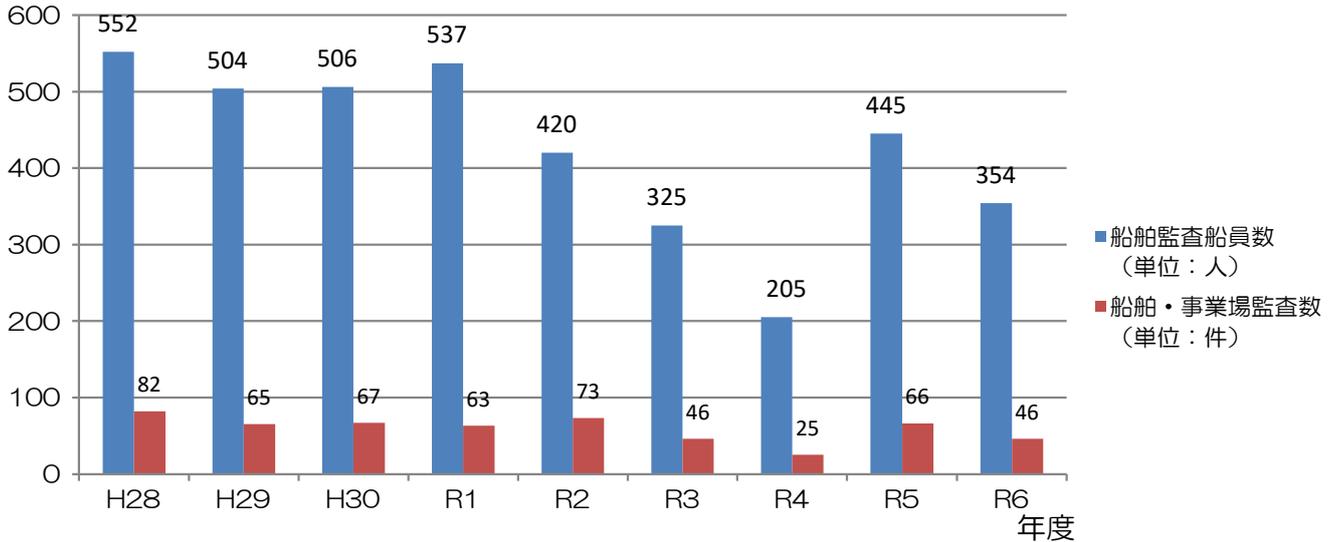
2. 船員失業保険金支給実績の推移



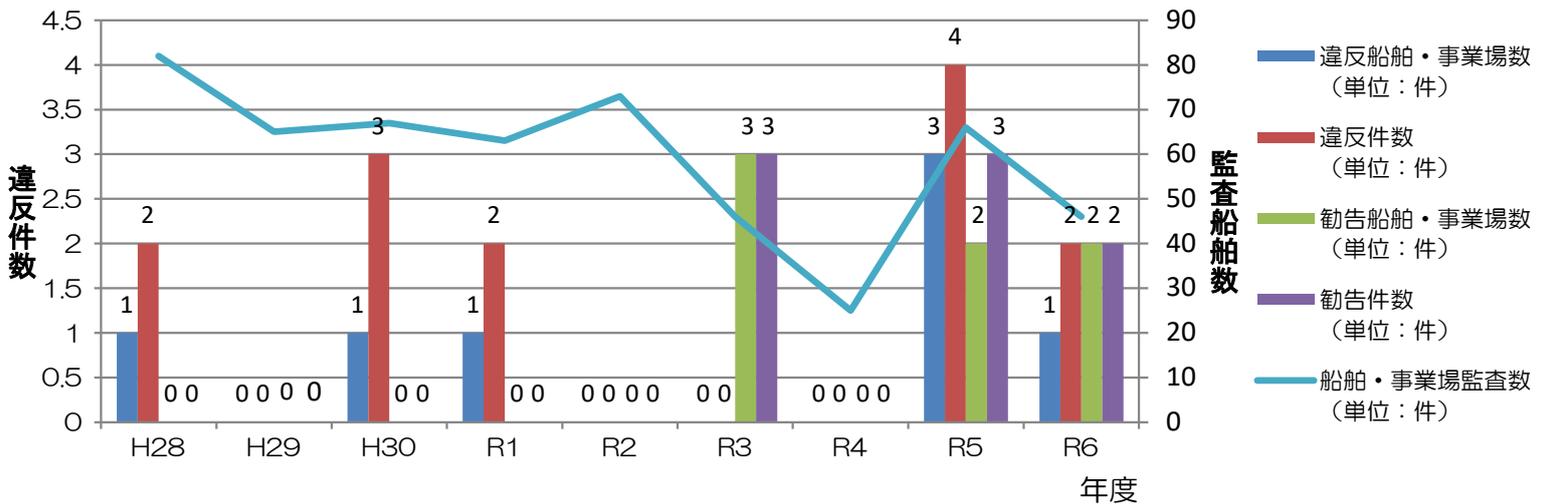
運航労務監理官業務の概況

運航労務監理官は、船員法の立入権限を有する船員労務官と、海上運送法の立入権限を有する運航監理官の機能を併せ持ち、運航事業者と船舶所有者の両者に対して効果的に指導監督を行なうことができる業務範囲の広い執行官である。

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移



2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移



宮崎運輸支局の概況

1. 沿革

- 昭和18年11月 (細 島) : 門司海運局細島支局設置。
 (油 津) : 門司海運局細島支局油津出張所設置。
- 昭和19年 6月 (細 島) : 門司海運局富島支局と改称。
 (油 津) : 門司海運局富島支局油津出張所と改称。
- 昭和20年 6月 **門司海運局を九州海運局と改称。**
- 昭和21年 2月 (細 島) : 九州海運局大分支局富島出張所となる。
 昭和21年 2月 (油 津) : 九州海運局鹿児島支局油津出張所となる。
- 昭和22年 4月 (本庁舎) : 門司鉄道局宮崎自動車事務所として発足。
 庁舎 : 宮崎市高千穂通1丁目30番地
- 昭和22年 7月 (細 島) : 九州海運局富島支局となる。
 (油 津) : 九州海運局富島支局油津出張所となる。
- 昭和22年 8月 (本庁舎) : 庁舎移転。宮崎市橘通1丁目16番地
- 昭和22年10月 (本庁舎) : 輸送課、資材課、燃料課の設置。
- 昭和22年11月 (細 島) : 宮崎出張所及び延岡出張所を設置。
- 昭和23年 1月 (本庁舎) : 宮崎道路運送管理事務所となる。資材課が整備課となる。
- 昭和24年 6月 **福岡陸運局発足。**
 (細 島) : 延岡出張所を廃止。
- 昭和24年 8月 (本庁舎) : 福岡陸運局宮崎分室となる。
- 昭和24年11月 (本庁舎) : 宮崎県陸運事務所となる。(地方事務官制度の発足)
- 昭和25年 7月 (本庁舎) : 車検場移転。宮崎市丸島1丁目15番地
- 昭和25年12月 (油 津) : 九州海運局油津支局となる。
- 昭和26年 4月 (油 津) : 公共船員職業安定所を併設。
- 昭和26年 6月 (細 島) : 九州海運局細島支局と改称。
 (油 津) : 宮崎出張所が油津支局に移管。
- 昭和26年 9月 (本庁舎) : 燃料課が登録機材課となる。
- 昭和27年 3月 (本庁舎) : 車検場移転。宮崎市青葉町74番地
- 昭和27年 8月 (本庁舎) : 庁舎移転。宮崎市曙町42番地
 (油 津) : 宮崎出張所廃止。
- 昭和28年 8月 (本庁舎) : 登録機材課が登録資材課となる。
- 昭和28年11月 (油 津) : 鹿児島支局より船舶検査官常駐制となる。
- 昭和30年 5月 (油 津) : 船舶積量測度事務開始並びに船舶検査官配置
- 昭和35年 7月 (油 津) : 船舶検査官配置廃止。
- 昭和38年 3月 (本庁舎) : 庁舎、車検場移転。宮崎市大塚町字水流5129番地1
- 昭和45年 3月 (本庁舎) : 車検場増築落成。(機器導入)
- 昭和46年 4月 (油 津) : 事務所移転。船員労務官配置。日南市油津4丁目12-1
 (本庁舎) : 登録事務電算化移行開始。
- 昭和51年10月 (細 島) : 船員労務官配置
- 昭和54年 3月 (本庁舎) : 車検場検査機器全面自動化完了。
 車検場DSコース増築完了。
- 昭和57年 3月 (本庁舎) : 現在地に庁舎、車検場、移転完了。
宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地3

昭和59年	7月	福岡陸運局と九州海運局が統合し、九州運輸局に組織変更。 (細島)：九州運輸局細島海運支局と改称。 (油津)：九州運輸局油津海運支局と改称。
昭和60年	4月	(本庁舎)：九州運輸局宮崎陸運支局となる。
昭和60年	12月	(本庁舎)：車検場新規コース増築。
昭和63年	12月	(油津)：専門官配置。
平成2年	3月	(本庁舎)：自動方式検査機器更新(2コース)に伴い、小型1コースにマルチテスター導入。
平成3年	3月	(本庁舎)：標板取付上屋及びアーケード設置。
平成7年	2月	(本庁舎)：DSコース検査機器更新。
平成9年	3月	(本庁舎)：小型コース検査機器更新。
平成9年	4月	(本庁舎)：組織改正により登録課を廃止し、先任制へ移行。
平成11年	3月	(本庁舎)：二輪コース新設。
平成11年	4月	(油津)：専門官廃止。
平成13年	1月	中央省庁再編により運輸省が国土交通省となる。
平成14年	7月	国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮崎陸運支局と油津海運支局が統合。以下の名称となる。 (本庁舎)：宮崎運輸支局(本庁舎) (油津)：宮崎運輸支局(油津庁舎) (細島)：宮崎運輸支局細島海事事務所 自動車検査独立行政法人が設置され、本庁舎内に同法人九州検査部宮崎事務所が組織され自動車検査業務を所掌することとなった。
平成16年	4月	<u>本庁舎に油津庁舎と細島海事事務所を統合。</u>
平成17年	3月	会議室、書庫、車庫を増設。
平成17年	4月	組織変更により船員労務官が運航労務監理官となる。
平成18年	7月	課制を改めスタッフ制となる。
平成28年	4月	組織統合により「 <u>自動車検査独立行政法人九州検査部宮崎事務所</u> 」から「 <u>独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部宮崎事務所</u> 」に変更。
平成30年	5月	継続検査(指定整備)におけるワンストップサービス(OSS)開始
平成30年	7月	自動車登録手続きにおけるOSS開始
平成30年	10月	凶柄入りナンバー(ご当地ナンバー)交付開始
令和1年	7月	検査対象外軽自動車「軽二輪」の業務を軽自動車検査協会から移行
令和4年	1月	検査場の検査機器更新
令和4年	4月	働き方改革及び業務見直しに伴い、輸送・監査、運航・船舶、船員及び運航労務監理官の窓口における受付時間を16時まで短縮。
令和6年	10月	検査場に女子更衣室設置

2. 管轄区域

宮崎県

3. 住所

〒880-0925

宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735番地3

4. 電話番号

【企画調整部門】	0985-51-3824 (ガイドンス5)
【総務企画部門】	0985-51-3824 (ガイドンス5)
【輸送・監査部門】	0985-51-3952 (ガイドンス2)
【整備部門】	0985-51-3958 (ガイドンス3)
【登録部門】	050-5540-2088
【運航・船舶部門】	0985-63-2513
【船員部門】	0985-63-2513
【運航労務監理官】	0985-63-2513

5. 業務内容

【企画調整部門】

1. 運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整に関すること
2. 地域公共交通の確保・維持・改善に関すること
3. 観光事業、旅行業、鉄道に関すること

【総務企画部門】

1. 総務、人事、会計に関すること
2. 企画、防災に関すること
3. 倉庫業に関すること
4. 他部門に属さない事務に関すること

【輸送・監査部門】

1. 旅客・貨物自動車運送事業に関すること
2. 監査業務に関すること
3. 自家用自動車の貸渡に関すること
4. 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
5. 自動車損害賠償責任保険に関すること
6. 自家用自動車の使用に関すること

【整備部門】

1. 自動車の再生及び整備に関すること
2. 自動車の検査、事故に関すること
3. 自動車運送事業者の事故防止及び運行管理者に対する指導、監督に関すること
4. 自動車の使用にかかる整備管理に関すること
5. 自動車の整備事業の近代化及び指導、監督に関すること
6. 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること

【登録部門】

1. 自動車の登録に関すること
2. 自動車の登録の検認に関すること
3. 自動車の抵当権の登録に関すること
4. 自動車の回送運行の許可に関すること
5. 市町村の行う自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること
6. 自動車重量税に関すること

【運航・船舶部門】

1. 旅客航路事業に関すること
2. 内航海運業に関すること
3. 港湾運送事業に関すること
4. 船舶の登録・測度業務に関すること
5. 船舶の検査に関すること
6. 造船業及び造船関連工業に関すること

【船員部門】

1. 船員の雇入届出及び船員手帳の交付に関すること
2. 海技免状等の更新等に関すること
3. 船員の職業紹介及び失業保険の認定に関すること
4. 船員の最低賃金に関すること

【運航労務監理官】

1. 船舶の運航管理に関する監査及び指導に関すること
2. 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関すること
3. 船員派遣事業に係る派遣元事業主、派遣先等の監督指導に関すること
4. 船舶職員の資格及び定員に関し、船舶所有者等の指導監督に関すること

平成11年4月に定められた「中央省庁等改革の推進に関する方針」により、検査場における自動車検査を独立行政法人化することが決定され、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立された。

また、平成28年4月から、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所が統合され、新たに「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立された。

1. 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 宮崎事務所

2. 所在地

〒880-0925 宮崎市本郷北方字鵜戸尾2735-3

TEL 0985-51-3828

3. 組織

所長・・・主席自動車検査官・・・自動車検査官・・・自動車検査官補
登録確認調査員

4. 業務

- (1) 自動車が道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと
- (2) 上記業務に附帯する業務を行うこと